



CCAJ News

Contact Center Association of Japan

2025
8・9
Vol.341・342

地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧

『地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧』をお届けします。コンタクトセンター／コールセンターの新設・移転等でご活用ください。情報提供いただいた各自治体の皆さま、ご協力ありがとうございました。

◎掲載自治体一覧（全 199 自治体） ※太字は助成制度のある道県です。また、右側の数字は掲載ページです。

北海道	2	喜多方市	7	浜松市	11	小松島市	16	松浦市	21	別府市	25
千歳市	2	田村市	7	兵庫県神戸市	11	阿波市	16	対馬市	21	中津市	25
函館市	2	伊達市	7	奈良県奈良市	11	美馬市	16	香崎市	21	日田市	25
岩見沢市	2	三春町	7	和歌山県	12	三好市	16	五島市	21	佐伯市	25
江別市	2	茨城県水戸市	7	和歌山市	12	東みよし町	17	西海市	21	津久見市	25
旭川市	3	群馬県伊勢崎市	7	田辺市	12	香川県	17	雲仙市	21	竹田市	25
北見市	3	千葉県千葉市	7	白浜町	12	高松市	17	南島原市	21	豊後高田市	25
帯広市	3	新潟県	8	湯浅町	12	丸亀市	17	新上五島町	21	杵築市	25
釧路市	3	新潟市	8	岡山県岡山市	12	坂出市	17	長与町	21	宇佐市	25
青森県	3	小千谷市	8	広島県	12	観音寺市	17	佐々町	21	豊後大野市	25
青森市	4	加茂市	8	広島市	12	さぬき市	17	熊本県	22	由布市	26
弘前市	4	村上市	8	呉市	12	東かがわ市	17	熊本市	22	国東市	26
黒石市	4	五泉市	8	竹原市	13	三豊市	17	八代市	22	日出町	26
五所川原市	4	上越市	9	三原市	13	土庄町	18	人吉市	22	九重町	26
三沢市	4	佐渡市	9	尾道市	13	宇多津町	18	荒尾市	22	玖珠町	26
むつ市	4	魚沼市	9	福山市	13	綾川町	18	水俣市	22	宮崎市宮崎市	26
つがる市	4	長岡市	9	三次市	13	多度津町	18	玉名市	22	都城市	26
平川市	4	石川県	9	庄原市	14	まんのう町	18	天草市	22	延岡市	26
三戸町	5	七尾市	9	東広島市	14	愛媛県	18	山鹿市	23	日南市	26
六戸町	5	小松市	9	廿日市市	14	松山市	18	宇土市	23	小林市	27
七戸町	5	加賀市	9	安芸高田市	14	高知県	18	上天草市	23	日向市	27
六ヶ所村	5	かほく市	9	江田島市	14	室戸市	18	宇城市	23	串間市	27
宮城県	5	能美市	10	府中町	14	南国市	18	美里町	23	西都市	27
仙台市	5	津幡町	10	大崎上島町	14	福岡県	19	大津町	23	えびの市	27
名取市	5	穴水町	10	山口県	14	福岡市	19	南阿蘇村	23	都農町	27
秋田県	6	珠洲市	10	下関市	14	北九州市	19	益城町	23	川南町	27
秋田市	6	内灘町	10	宇部市	15	久留米市	19	氷川町	24	鹿児島県	27
大仙市	6	志賀町	10	山口市	15	長崎県	20	芦北町	24	鹿児島市	27
北秋田市	6	宝達志水町	10	萩市	15	長崎市	20	錦町	24	薩摩川内市	28
横手市	6	羽咋市	10	岩国市	15	佐世保市	20	多良木町	24	奄美市	28
鹿角市	6	野々市市	10	柳井市	15	島原市	20	水上村	24		
福島県会津若松市	6	長野県長野市	10	周南市	16	諫早市	20	苓北町	24		
郡山市	6	岐阜県岐阜市	11	徳島県	16	大村市	20	大分県	24		
白河市	7	静岡県静岡市	11	徳島市	16	平戸市	20	大分市	24		

当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータを会員限定で公開しています。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。

【会員専用ページ】 https://ccaj.or.jp/member_top.html

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
北海道	●北海道産業振興条例に基づく企業立地の促進を図るための助成	
	①対象業種：コールセンター事業 ※市町村が行う立地助成措置の対象であること ②補助要件：投資額 2,500 万円以上 雇用増 3 人以上 (補助対象施設と一体的に事業を行う施設の雇用増(2 人まで)を含むことができる) 北海道経済部産業振興局産業振興課 TEL 011-204-5324 https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ssg/sgr/yugu/sinhojoseido.html	・投資額の 4% 【特別対策地域に該当し、かつ地域未来投資促進法適用地域に該当する新設の場合のみ：投資額の 8%】 ・限度額 1 億円 通算限度額 3 億円
千歳市	●コールセンター業の立地をサポートします！	
	市内でコールセンター業を実施する企業で、次の対象要件を満たすもの (1) 新設・増設：投資額 2,500 万円超 (2) 設備更新：投資額 2,500 万円超かつ市内操業 5 年超の中小企業者 (3) 賃借施設での開設：開設時の常用雇用者数 10 人以上 千歳市産業振興部産業支援室企業振興課企業振興係 TEL 0123-42-0522 https://www.chitose-yuuchi.jp/	①固定資産税相当額を 2 年間交付 ※新設・増設に限り常用雇用者 3 人以上増加の場合 3 年間 ②増加した常用雇用者(6 か月以上市内居住者) 1 人につき 30 万円交付 ※1 人につき 1 回限り ※新設・増設の場合 2 年間 ※開設の場合 3 年間 ③賃借施設の賃借料(100 分の 50)を 3 年間交付 ④研修費用を交付 ※開設から 1 年以内、1 人 20 万円上限 ※各助成には限度額有
函館市	●企業立地の促進に関する条例に基づく助成制度	
	①投資額を基準とした助成 製造業、ソフトウェア業等、コールセンター事業、BPO サービス業ほか 投資額 2,500 万円以上、雇用増 5 人以上、または投資額 1 億円以上 ②雇用増を基準とした助成 ②-1 コールセンター事業ほか 雇用増 5 人以上、新設・増設 ②-2 ソフトウェア業ほか 雇用増 3 人以上、新設・増設 ②-3 製造業ほか 雇用増 3 人以上、新設・増設 函館市経済部企業立地担当 TEL 0138-21-3321 https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2025040200041/	①投資額を基準とした助成 雇用増数に応じて投資額の 2.5 ～ 25% を助成 限度額 2 億円 ※本社が市外にある企業で新設の場合は 5% 上乗せおよび限度額 3 億円 ②雇用増を基準とした助成 ②-1 雇用増 1 人あたり 30 万円(101 人～ 20 万円) オフィス賃借料の 50%(36 月間) 限度額 3 年間で 1 億円 ②-2 雇用増 1 人あたり 50 万円(5 年間) オフィス賃借料の 50%(60 月間) 限度額 5 年間で 2 億円 ②-3 工場賃借料の 50%(60 月間) 限度額 5 年間で 5,000 万円
岩見沢市	●岩見沢市新産業創出・雇用促進支援補助金	
	情報通信技術関連企業等で、次の要件のいずれかに該当する企業 ①事業開始時までに、新たに本市の市民 1 人以上雇用 ②本市イントラネットワークを経由した通信回線を活用する企業 ③事業所の新増築、設備機器の購入に係る投資額が 20 億円を超える企業 岩見沢市経済部企業立地推進室 TEL 0126-35-4576 https://www.city.iwamizawa.hokkaido.jp	1) 事業所新築、既存物件取得：上限 2,000 万円、事業所増築：上限 500 万円 2) 設備機器取得：上限 4,000 万円 3) 事業所賃借料：上限 1,500 万円(3 年間) 4) 人材育成等：1 人につき上限 20 万円、上限 2,000 万円 5) 通信・電話回線：上限 1,500 万円(3 年間) 6) 固定資産税相当額(1,2 に係るもの)：上限 1,000 万円(3 年間) ※補助率、対象要件、別途上限額設定あり
江別市	江別市サテライトオフィス設置推進補助金	
	主な対象要件 ・本市に本社及び事業所がない企業が市内に自社用として新しくサテライトオフィスを開設すること。 ・3 年以上創業を継続することが見込まれること。 ・開設サテライトオフィスでの常勤雇用者が 2 人以上 江別市経済部企業立地推進室企業立地課 TEL 011-381-1087 https://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/soshiki/kigyouricchi/16305.html	対象経費 ※補助対象経費の 2 分の 1 を補助(補助上限 500 万円) ・施設整備経費：改装に要する経費、電気、ガス、空調設備、トイレ等 ・通信環境整備費：Wi-Fi、LAN 環境構築のための機器設置工事等 ・什器・機器導入費：机、イス、パソコン、プリンタ、コピー機等 ・賃借料：サテライトオフィス賃料 ※最大 6 ヶ月 【詳細は HP】

充実した補助制度

国内屈指の都市ブランド

新幹線・飛行機 多様なアクセス 空港～市内まで15分

オフィス賃料
1/2 助成

雇用増 1 人
最大 30 万円助成

視察費用補助
1 人 5 万円
1 社 3 名まで

※各補助金には条件がございます

函館市

経済部工業振興課企業立地担当

お問い合わせ

TEL: 0138-21-3321

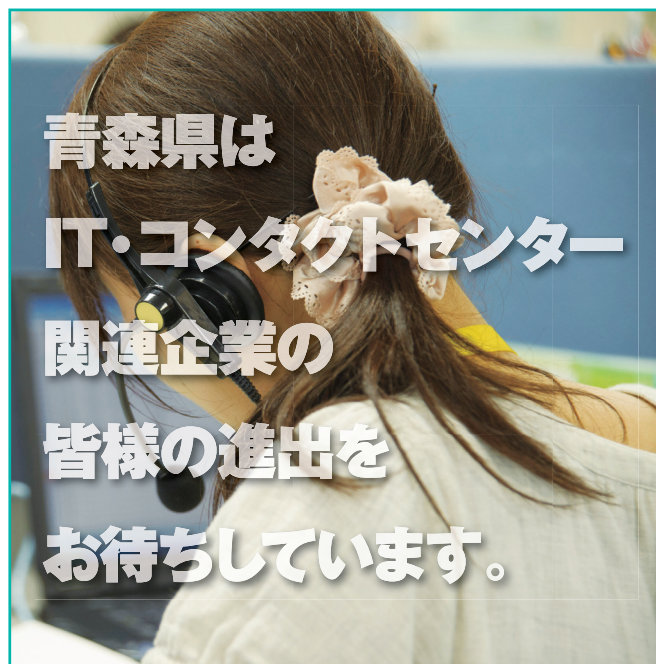
MAIL: yuchi@city.hakodate.hokkaido.jp

函館市で新たな
ビジネスチャンス

函館市企業誘致・立地ガイド

2

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
旭川市	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●旭川市工業等振興促進条例	
旭川市	①投資額 2,500 万円以上 ②雇用増 5 人以上 ただし、コールセンター業等の場合、①は要せず、②は中心市街地への立地は 10 人以上、それ以外への立地は 20 人以上	○雇用助成金：新規雇用者 1 人あたり 30 万円を 3 年間助成 ○課税免除：固定資産税・都市計画税を 3 年間免除 ○工場等設置助成金：事業所税相当額を 3 年間助成 ○操業助成金：通信回線使用料、ビル賃借料、電気料金、上下水道使用料から 1 つを選択し、年間使用料の半額を 3 年間助成 ※各助成額に上限あり このほか改修や研修等に係る助成もあります。 詳細についてはお問い合わせください。
	旭川市経済部企業立地課 TEL 0166-25-9172(直通) https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/500/501/503/index.html	
北見市	●北見市に新たに進出する市外のコールセンターに対して、次の支援を行います。	
	各補助金の対象要件は下記のとおりです。 (1) 土地・建物・設備補助金 ○対象施設の固定資産評価額（土地、建物、設備の総額）が 3,000 万円以上かつ常用雇用者（年収 130 万円以上）が 3 人以上 (2) 雇用補助金 ○常用雇用者が 15 人以上 ○転入を伴う常用雇用者が 1 人以上	各補助金の助成内容及び限度額は下記のとおりです。 (1) 土地・建物・設備補助金 ○固定資産税相当額を補助します。（上限：1,000 万円／年、最大 5 年間） (2) 雇用補助金 ○常用雇用者 1 人につき 20 万円を補助します。 ○転入を伴う常用雇用者 1 人につき 20 万円を補助します。（上限：1,000 万円／年、最大 5 年間）
帯広市	北見市商工観光部産業立地労政課 TEL 0157-25-1210 https://www.city.kitami.lg.jp/	
	●帯広市企業立地促進条例 コールセンターの新設・増設に対する助成	
帯広市	新設の場合は投資額 2,000 万円超え、かつ雇用 5 人以上増加すること、増設の場合は投資額 1,000 万円超え、雇用 3 人以上増加すること	投資額の 8%、一人あたり 10 万円（正規職員の場合 15 万円） 限度額：投資額 1 億円、雇用増 5,000 万円まで
	帯広市 経済部経済室経済企画課 TEL 0155-65-4167 https://www.city.obihiro.hokkaido.jp/	
釧路市	●釧路市企業立地促進条例に基づくコールセンター立地の支援	
	市内にコールセンターを新設又は増設する場合で、雇用増や取得価額の一定要件を満たす場合、各種助成金を活用いただけます（要件詳細はホームページからご確認ください）。	①設備投資資金助成：取得価額の 8/100(上限 1 億円 (特例 2 億円)) ②雇用助成：1 人につき 20 万円 (特例あり)(上限 3 千万円) ③土地取得助成：取得価額の 25/100(上限 1 億円) ④事業所賃借料助成：賃料 1/2 × 3 年 (上限年 5 百万円) ⑤通信回線使用料助成：使用料 1/2 × 3 年 (上限年 1 千万円)
青森県	釧路市産業振興部産業推進室 TEL 0154-31-4550 https://www.city.kushiro.lg.jp/sangyou/sanshien/1006394/1006395.html	
	●コンタクトセンターの補助制度 ～県と市町村両方の補助支援制度活用可能～ 【青森県 IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金】	
青森県	①県の誘致企業であること ②コンタクトセンター関連企業であること ③補助金交付申請時点において、当該事業所で業務に従事する者であって、県内に住所を有する者が次の人数以上の企業であること ・新規 5 人 ・増設 雇用増 50 人	・新規 (3 年間) オフィス賃借料：50% (限度額：年額 1,400 万円) ・増設 (2 年間) オフィス賃借料：50% (限度額：年額 1,400 万円)
	青森県経済産業部企業立地・創出課立地推進グループ TEL 017-734-9381 https://aomori-ritti-guide.jp/	



勤勉で粘り強い人材

進出いただいた企業の皆様からは、まじめな勤務姿勢や定着率など、高い評価をいただいています。

サポート体制

進出に向けての物件紹介や地元新聞への求人広告掲載による人材確保等のサポートをしています。

優遇制度

通信料、賃料などに対する助成制度があります。また、県の助成の他、市町村の補助制度も併用可能です。

青森県

ご相談・お問合せ

経済産業部 企業立地・創出課
tel.017-734-9381
青森県青森市長島 1-1-1

東京事務所 企業誘致課
tel.03-5212-9113
東京都千代田区平河町 2-6-3
都道府県会館 7 階

名古屋産業立地センター
tel.052-259-7688
愛知県名古屋市中区栄 4-1-1
中日ビル 5 階

詳しくは、WEB サイトから

青森県産業立地ガイド

検索

<https://aomori-ritti-guide.jp/>



自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
青森市	●コールセンターを立地するなら、いまこそ青森へ！！	
	コールセンター等の新設、増設を支援します！ ★優れたコストパフォーマンスと人材力 ・オフィス賃料は東京 23 区の半額以下 ・転職率・離職率が低く、勤勉な人材 所定の雇用人数・継続雇用期間・設備投資額等を満たすと右の支援を受けられます。	①オフィス入居費用を支援します！ 助成額：賃料の 1/4 限度額：700 万円 / 年（36 か月） ②設備投資費用を支援します！ 助成額：減価償却資産取得額（5,000 万円超）の 1/10 限度額：1 千万円 ③雇用費用を支援します！ 助成額：正規雇用従業員 10 人を超える 1 人につき 市内居住者 15 万円、市外居住者 5 万円 限度額：4 千万円 ※詳しくは、下記までお問い合わせください。
青森市経済部新産業支援課 企業立地促進チーム TEL 017-718-3965 http://kigyoritchi-aomori.jp/		
弘前市	●【A】弘前市企業立地促進費補助金 【B】弘前市オフィス環境整備促進費補助金	
	【A】①情報通信業、コールセンター業又は健康医療関連産業を営む市誘致企業であること ②市内での操業開始後 1 年以内に、地元従業員等が次に掲げる人数（以下「要件人数」という）以上となった企業であること ・情報通信業を営む企業 3 名 ・コールセンター業を営む企業 5 名 ・健康医療関連産業を営む企業 2 名 【B】①市の誘致企業であること ②情報通信業、コールセンター業又は健康医療関連産業を営む企業であること ③市内に住所を有する従業員の数が年度末時点で 3 名以上（健康医療関連産業を営む企業は 2 名以上）であること	【A】(1) 貸しオフィス等借上げ事業 助成内容：オフィス賃料及び共益費並びに駐車場賃料に交付対象月数（操業後 6 か月間（健康医療関連産業を営む企業は 3 か月）は対象外）を乗じた額の 1/4 限度額：予算の範囲内（36 か月）(2) 人材確保事業 助成内容：市内に住所を有する従業員（3 か月以上雇用）のうち、要件人数を超えるもの 1 人につき 30 万円 限度額：予算の範囲内（3 か年度。2 年度目以降は純増分のみ対象） 【B】助成内容：オフィス改修に要する経費の 1/2 限度額：250 万円
弘前市商工部産業育成課 TEL 0172-32-8106 https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/sangyo/		
黒石市	●黒石市企業立地促進条例	
	<指定地域> 準工業地域、工業地域、工業専用地域等 <対象施設> 生産施設、流通施設、物流拠点施設、情報処理施設、特定業務施設 <指定要件> 用地の取得、活用、賃借又は委託請負により面積、投下固定資本等の要件あり。（詳しくは HP でご確認ください）	<固定資産税の免除> 指定地域において、事業者が新規事業又は事業拡大を行う目的として、新設又は増設に伴う新規取得の土地、建物、償却資産に対する固定資産税について、3 年間課税を免除する。 <雇用促進助成金> 指定地域において、事業者が対象施設の新設又は増設に伴い、新たに雇用した市民（1 年以上継続雇用後）1 人につき 30 万円（限度額 1 対象施設 30 万円×10 人）を交付する。
黒石市商工観光部商工課産業推進係 TEL 0172-52-2111 http://www.city.kuroishi.aomori.jp/		
五所川原市	●五所川原市空き工場等賃借料補助金	
	①空き工場等の使用に関し、1 年以上の契約を締結する者 ②コールセンター業他 ③新規雇用者を一定数以上（コールセンター業は 5 人以上）採用する者 等	補助対象経費：空き工場等の賃借料（税抜き）の 2 分の 1 以内の額、もしくは 10 万円のいずれか低い額（敷金、礼金、保証金および仲介手数料を除く） 補助期間：1 事業につき連続する 24 カ月間を限度とする
五所川原市経済部商工観光課 TEL 0173-35-2111(2556) https://www.city.goshogawara.lg.jp/shigoto/shigoto/syoko_akikoujo.html		
三沢市	●三沢市企業立地促進条例	
	①誘致企業又は地元企業であること ②工場等を賃借により新設又は増設すること ③工場等の新設又は増設に伴う新たな雇用により増加する従業員の人数が 5 人を超えること	(1) 雇用促進奨励金（地元雇用従業員－5 人）× 30 万円（上限 5,000 万円）（10 万円 / 年×3 年間）(2) オフィス賃借料等補助金 年間賃借料×1/4（年額上限 600 万円）（3 年間交付）(3) 情報通信費等補助金 年間情報通信費等×1/2（年額上限 2,000 万円）（5 年間交付）(4) 環境保全施設等奨励金 施設設置費用×1/5（上限 5,000 万円）（一括または 3 年分割交付）(5) 研修期間補助金 新規従業員に行う年間人材育成事業費×1/2（年額上限 500 万円）（5 年間交付）
三沢市経済部産業振興課産業支援係 TEL 0176-53-5111 http://www.city.misawa.lg.jp/		
むつ市	●むつ市企業誘致促進条例	
	①市の誘致企業であること ②製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・開発研究所、コンタクトセンター業の事業所を、市内に設置すること	(1) 事業所設置助成金 事業所設置に係る経費（土地、建物、償却資産取得費、建設費、改修費）の 1/10 (2) 雇用助成金 6 ヶ月以上継続して雇用した従業員等 5 人を超える 1 人につき市内居住者 50 万円（操業開始から 36 月内に 1 回） (3) 事業所賃借助成金 オフィス等賃借料の 1/4（操業開始から 36 月） (4) 固定資産税免除 3 年間
むつ市商工観光部商工労政課 TEL 0175-22-1111(2651) http://www.city.mutsu.lg.jp/		
つがる市	●つがる市テレマーケティング関連産業立地促進費補助金	
	①市の誘致企業であること ②テレマーケティング関連企業であること ③操業開始時点において、当該企業の市内から雇用する従業員が 10 人以上であること	(1) 10 人を超える部分の地元雇用者（3 か月以上継続して市内に住所を有し 6 か月以上継続して雇用されている）1 人に付き年額 50 万円を交付。（限度額は 3 年間で 3,000 万円） (2) 貸しオフィス等賃料に要する経費の 1/4 または年額 700 万円のいずれかの低い額（限度額は 3 年間で 2,000 万円）
つがる市商工労政課 TEL 0173-42-2111(418) https://www.city.tsugaru.aomori.jp/		
平川市	●平川市空き店舗対策事業補助金	
	①新たに市内の空き店舗を活用し、3 年以上継続して営業することが見込まれる事業 ②1 日のうち午前 9 時から午後 7 時までの間に概ね 3 時間以上かつ 1 週間のうち 5 日以上営業すること ※詳しくは HP でご確認ください。	①空き店舗の営業開始月以降の賃借料（敷金、礼金、共益費は除く）12 カ月分の 3 分の 2 以内（限度額：5 万円 / 月、60 万円 / 年） ②営業開始日までの店舗改修費（消費税は除く）2 分の 1 以内（限度額：商業集積地域 100 万円、その他地域 50 万円）
平川市経済部商工観光課 TEL 0172-55-5732 https://www.city.hirakawa.lg.jp		

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
三戸町	●【A】三戸町工場等誘致条例 【B】三戸町立地企業雇用奨励金	
	【A】①町の誘致企業であること ②投下固定資産総額が500万円以上又は新規従業員数が5人以上であること 【B】①町の誘致企業であること ②資本の額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下の企業の事業所であること 三戸町まちづくり推進課 TEL 0179-20-1117 https://www.town.sannohe.aomori.jp/	【A】(1) 立地奨励金：工場等の投下固定資産総額に3/100を乗じて得た額（限度額500万円）(2) 操業奨励金：①敷地及び建物取得の場合、固定資産税相当額（3年間）②敷地及び建物賃借の場合、賃借料の1/3（3年間） 【B】雇用奨励金：町内在住新規従業員20万円/人、町外在住新規従業員10万円/人、限度額1千万円（操業開始後3年以内に継続して1年雇用した場合）
六戸町	●六戸町企業立地促進条例	
	町内に工場等を新設または増設 指定区域内 新設…投下固定資産1億円以上、従業員5人以上、用地取得面積3千㎡以上 増設…投下固定資産1億円以上、従業員5人以上 指定区域外 新設又は増設…投下固定資産2千万円以上、従業員数5人以上 六戸町まちづくり推進課 TEL 0176-55-2411 https://www.town.rokunohe.aomori.jp/	【立地奨励金】・指定区域内…用地取得費の100分の40（限度額3,500万円） ・指定区域外…固定資産税額に対し助成（3ヵ年度） 【雇用奨励金】・新規に雇用した従業員数に応じて助成
七戸町	●七戸町企業立地促進条例	
	町内に工場等を新設または増設 新設…投下固定資産2,000万円以上または新規従業員10人以上 増設…投下固定資産2,000万円以上または新規従業員5人以上 七戸町企画調整課 TEL 0176-68-2940 https://www.town.shichinohe.lg.jp/	【立地奨励金】・用地取得費もしくは家屋や償却資産の整備費に対し助成 【雇用奨励金】・新規に雇用した従業員数に応じて助成 【操業奨励金】・新設・増設に係る固定資産税相当額を3年間助成
六ヶ所村	●六ヶ所村工場等設置奨励条例	
	①土地を除く投下固定資産の額が2,300万円以上であること。 ②工場等の新設又は増設の操業開始日以後1年以内に村民の従業員を3人（特定事業の場合は2人）以上雇用していること。 六ヶ所村政策推進課 TEL 0175-72-2111 http://www.rokkasho.jp/	(1) 固定資産税課税免除 5年間 (2) 普通財産無償（減額）貸付 10年以内 (3) 雇用奨励金 村民従業員3人（特定事業の場合は2人）を超える人数1人につき年間10万円交付 3年間、限度額：500万円/年 (4) 福利厚生施設奨励金 当該施設に対して課せられる固定資産税相当額を交付 3年間、限度額：300万円/年
宮城県	●宮城県コールセンター関連支援制度 復興特区（民間投資促進特区）（IT産業版）※令和8年3月31日まで	
	・対象業種：コールセンター、その他6業種 ・区域：石巻市など県内6市町 ※詳しくは、宮城県産業デジタル推進課のホームページから、「復興特区（IT産業版）」のリンクをご覧ください。 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sangyod/hukkoutokku-it.html 宮城県企画部産業デジタル推進課 TEL 022-211-2479 https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sangyod/	①税制上の優遇措置 ※(1)又は(2)の特例措置については、各年度において選択適用となります。 (1) 特別償却又は税額控除 (2) 被災者雇用の税額控除 (3) 開発研究用資産の特例 (4) 地方税の課税免除
仙台市	●特定カスタマーセンター立地促進助成金	
	〈対象事業所〉特定カスタマーセンター（インバウンド）の新設、増設、市内移転 〈要件〉投下固定資産相当額 3千万円以上（市内中小企業者の場合は1千万円以上） 市内移転の場合は、市内移転に伴って新たに雇用された者の合計人数が20人以上であること。 ※その他助成制度は、企業進出ガイド（下記URL参照）に情報を掲載しています。 仙台市経済局 産業集積推進課 TEL 022-214-8276 https://www.city.sendai.jp/invest/index.html 仙台市経済局 東京事務所 TEL 03-3262-5765 https://www.city.sendai.jp/tokyojimu/shise/security/kokai/annai.html	〈助成内容〉 1. 基本助成（新設・増設・市内移転） 基本額：新規投資に係る固定資産税等相当額の100%（賃借にも対応） 期間：3年間（重点加算地域+2年） 2. 雇用加算 加算額：新規雇用者が20人以上を条件に、正社員60万円/人（限度額：なし）、その他の雇用者10万円/人（限度額：5千万円）を加算 なお、新規雇用者要件あり。
名取市	●コールセンターやソフトウェア業に特化した支援制度（名取市情報通信関連企業立地促進制度）	
	市内へコールセンター、ソフトウェア業等の立地を行う企業に対して各種助成を行っております。 対象業種：コールセンター、BPO オフィス、ソフトウェア業（詳細についてはお問い合わせください） 名取市役所生活経済部商工観光課 TEL 022-724-7148 MAIL: kigyo@city.natori.miyagi.jp	①雇用奨励金：新規雇用者が20人を超える場合、21人目から新規常時雇用者30万円/人、新規短時間・派遣労働者24万円/人（限度額：5,000万円） ②加算奨励金：投下固定資産額の1/10（限度額5,000万円）、年間通信回線使用料1/6（限度額1,000万円）、年間の建物及び設備機器賃借料1/6（限度額1,000万円）、常時雇用者へ雇用替えとなった雇用者6万円/人（限度額1,000万円）

「地方自治体のコールセンター誘致助成制度」は専用 Web ページからもご覧になれます。

https://ccaj.or.jp/telemarketing/yuchi_josei.html

当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータを会員限定で公開しています。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。

【会員専用ページ】 https://ccaj.or.jp/member_top.html

秋田県

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
秋田県	●秋田県は全国トップクラスの優遇制度で立地企業を支援いたします。 ①あきた企業立地促進助成事業補助金 ②はばたく中小企業投資促進事業補助金	
	業種：①②共通 コールセンター（インバウンド業務）、マネジメント・サービス・プロバイダ、データセンター、ソフトウェア業、デジタルコンテンツ業等の企業 投資額：① 3 億円以上 ② 1 億円以上 3 億円未満（①②土地代除く） 雇用：新規常用雇用① 10 人以上 ② 5 人以上 秋田県産業集積課立地支援チーム TEL 018-860-2250	建物・機械設備等の投下固定資産：① 10% ② 10%（①②とも要件に応じた補助率加算あり） 交付限度額：① 5 億円 ② 3 千万円（①②とも要件に応じた限度額加算あり） https://common3.pref.akita.lg.jp/kigyo-rich/
秋田市	●コールセンターの立地促進を図るための助成	
	市内への新設を行う企業で、次のいずれかの要件に該当するもの（1）大型投資の場合：投下固定資産総額 3,000 万円超・新規雇用 5 人以上（2）オフィス入居の場合：市街化区域への立地、新規雇用 5 人以上 秋田市産業振興部企業立地雇用課 TEL 018-888-5733	①操業促進助成金 投下固定資産の 3% ②建物賃借助成金 中心市街地・商業地域 → 50% × 3 年 その他の市街化区域 → 25% × 3 年 ③雇用促進助成金 正規雇用 50 万円、非正規雇用 10 万円 https://www.city.akita.lg.jp/jigyosha/kigyoricchi/1006880.html
大仙市	●コールセンター業等の大型の設備投資案件を支援	
	・業種 / コールセンター業等 ・雇用 / 新規：5 名以上 増設・移設等：5 名以上の純増、「新規常用雇用 2 名以上純増かつ平均 2.5% 以上の賃上げ」又は「平均 5% 以上の賃上げかつ常用雇用者数の維持」 ・投資 / 新規 5 千万円超 増設・移設 3 千万円超 大仙市経済産業部企業立地推進課 TEL 0187-63-1111	・補助率 / 新規誘致企業 30%・増設企業 10%・移設等 5% ・限度額 / 1 億円 ※秋田県の補助制度「あきた企業立地促進助成事業補助金」の指定を受ける場合、補助率はさらに 5% 加算。 ※このほか「固定資産税の免除（5 年間）」、「30 万円 / 人の雇用助成」、「限額 1 億円の用地取得・賃借の助成」、「新規誘致企業は 3 年間雪対策（除雪経費・消雪設備等）」の補助制度が利用可能。 (内線 248) https://www.city.daisen.lg.jp/archive/contents-9583
北秋田市	●北秋田市産業振興促進条例	
	北秋田市内に研究施設、情報サービス関連施設、コールセンター関連施設の新設または増設を行い、投下固定資産総額が 100 万円以上であること（雇用要件なし） 北秋田市 産業部 産業政策課 TEL 0186-84-8104 MAIL : sangyou@city.kitaakita.akita.jp	1. 操業の日から 3 年以内の新規雇用者 1 名につき 30 万円交付 / 上限 1,500 万円（年間） 2. 新設、増設した施設及び設備に係る固定資産税を 5 年間免除 3. ISO 認定取得にかかる経費の 20% を助成 / 上限 500 万円 4. 新設、増設した施設及び設備にかかる経費の 10% を助成 / 上限 10,000 万円 5. 敷地内の雪対策に係る除雪機の購入、消雪施設等の設置に係る経費の 50% を助成 / 上限 500 万円 6. 新設、増設のための土地の取得に要した費用を 50% 助成 / 上限 2,500 万円 7. 事業に係る土地及び施設の賃借料の 50% を助成 / 上限 500 万円（年間） / 補助期間 5 年間 http://www.city.kitaakita.akita.jp/
横手市	●ちよどいい田舎、秋田県横手市へ来てみませんか？	
	◆対象要件：新設また既存事業の増設当拡大に伴い、新たに 3 名以上の正規雇用を行う法人 ◆対象業種：ソフトウェア業、コールセンター、BPO オフィス、データセンター他 ※雇用、投資規模によって事業計画の特認、その他助成制度あります。 横手市商工観光部企業誘致課 TEL 0182-32-2116 MAIL : kigyoyuchi@city.yokote.lg.jp	◆雇用奨励金 1 人あたり 30 万円（1 回限り） ◆従業員家賃負担の助成 15,000 円 / 人・月又は会社負担額のうち少ない額（2 年間） ◆事務所取得経費の助成 30%（上限 1,500 万円、3 年以内 1 件限り） ◆事務所賃借料の助成 30%（上限 300 万円 / 年並び 5,000 円 / 坪・月、5 年間） ◆通信費助成 50%（上限 200 万円 / 年、5 年間）
鹿角市	●鹿角市企業立地促進条例	
	【対象要件】 鹿角市に工場等を新設する企業で、鹿角市に住所を有する者を新たに 5 人以上雇用すること ※情報サービス業及び新産業に属する業種が新設する場合は 2 人以上雇用すること 鹿角市産業部産業活力課 TEL 0186-30-0250	【助成内容】・投下固定資産の 10%（再生可能エネルギー及び省エネルギー設備導入の場合 50%） ・土地及び建物賃借料の 100%（3 年間、4・5 年目は 50%） ・設備機器リース料の 30%（3 年間） ・工業団地を取得した場合、取得額の 10% ・市内に住所を有する者を新たに雇用した場合、1 人あたり 30 万円（3 年間・純増分） ・除雪に要した経費の 50%（3 年間） ・通信回線使用料（専用回線含む）の 50%（年度上限 100 万円、3 年間） 【限度額】 総額 1 億 5 千万円 https://www.city.kazuno.lg.jp/
福島県	●会津若松市企業立地促進条例	
	市内でコールセンターを設置された企業について、各種要件を満たす場合、要件に応じた支援制度を準備しています。詳しい内容については、ぜひ当市までお問い合わせください。 会津若松市観光商工部企業立地課 TEL 0242-39-1255	①企業立地奨励金：固定資産税相当額（土地、建物）を 3 年間交付（限度額なし） ②賃貸借型企業立地奨励金：1 年間の建物賃借料の 4 分の 1 相当額を 3 年間交付（上限 500 万円） ③雇用奨励金：会津若松市民の新規常勤従業員数 × 10 万円を交付 https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp/soshiki/kigyoricchika/
郡山市	●郡山市企業立地促進事業（賃借型）に基づく操業補助金・雇用促進補助金	
	賃借物件により市内へコールセンター等を新設・増設する次の要件を満たすもの 新設・増設した日から 60 日以内に新規雇用者を 5 人以上雇用し、引き続き 1 年以上雇用すること。 郡山市農商工部産業創出課 TEL 024-924-2271	①操業補助金：業務の用に供する土地及び建物に係る年間賃借料の 2 分の 1 以内の額を 3 年間補助（各年度最大 500 万円） ②雇用促進補助金：新規雇用者 1 人につき正社員 10 万円（短時間・有期雇用職員は 5 万円）を補助（最大 2,000 万円） https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/121/4874.html

当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータを会員限定で公開しています。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。

【会員専用ページ】 https://ccaj.or.jp/member_top.html

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
白河市	●企業立地の促進を図るための助成	
	市内にコールセンター等を新設、増設する事業者に対して奨励措置を適用します。 ○対象区域：①指定区域（白河市複合型拠点整備事業区域、堂山業務用団地、滑里川工業団地、大信第1工業団地） ②指定区域外（指定区域以外の区域）	①立地奨励金：工場等の新設等に係る土地・家屋・償却資産に対する固定資産税相当額を交付 ②雇用促進奨励金：常時雇用居住者1人あたり：10万円（市内）/5万円（市外） ③環境整備奨励金：緑化及び緑地整備事業に要する費用の1/2以内 ④工業用水道奨励金：工業用水道使用料の1/2相当 いずれも対象要件を満たす場合に該当。詳細はお問合せください。
	白河市産業部商工課企業立地係 TEL 0248-21-5970 https://www.city.shirakawa.fukushima.jp/page/page006912.html	
喜多方市	●工場等設置助成金	
	コールセンター等の新設・増設を目的とした、以下の条件を満たすもの ・設備投資総額1,500万円以上、または用地取得1,250㎡以上、または建築面積250㎡以上 ・3人以上の新規雇用者のうち半数以上は市内居住者	新規雇用数に応じて設備投資総額（土地、設備、建物）の20%以内で最大1億円を交付 ①3～19名 200万円/人 ②20～39名 250万円/人 ③40名以上 1億円
	喜多方市産業部商工課 TEL 0241-24-5247 https://www.city.kitakata.fukushima.jp/site/syokou/1792.html	
田村市	●田村市工場立地奨励金 固定資産税相当額を奨励金として交付します！（新設10年間）	
	対象：田村市工場立地促進条例に定める施設 要件①：用地取得の日から3年以内に操業開始 要件②：用地面積が3,000㎡以上または建物の延床面積が500㎡以上	土地、建物、償却資産にかかる固定資産税相当額を奨励金として交付（新設または増設した施設に係る資産のみが対象） 交付期間：新設10年間、増設3年間
	田村市産業部商工課 TEL 0247-82-6677 https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/66/	
伊達市	●伊達市雇用促進奨励金	
	・コールセンター業 ・市内に新たな事業所を設置、もしくは生産性を向上させる新たな設備投資を1億円（中小企業は2,000万円）以上行うこと。 ・新規事業所設置、設備投資に伴い、新たに伊達市の住民を正規雇用し、1年以上継続して雇用すること。	新規立地、設備投資に際して、新規に雇用された正規従業員1人に対して1年ごとに50万円を交付（交付期間：3年間） 原則として、新規に雇用した正規従業員が雇用開始から1年を経過した時点より、1年毎に交付申請が可能。 ※1事業者あたりの上限額：年間1,000万円 なお、詳細については下記連絡先までお問い合わせください。
	伊達市産業部商工課商工振興係 TEL 024-573-5632 https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/20/7723.html	
三春町	●三春町工場等立地促進条例	
	コールセンター等の新設・増設を目的とした以下の条件を満たすもの ①三春町工場等立地促進条例に定める地区 ②製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業の業務に要する施設、その他町長が本町産業振興のため必要と認めるもの ③用地又は借地の面積が3,000㎡以上若しくは建物の延床面積が500㎡以上 ④用地取得の日から3年以内に操業開始	・家屋及び償却資産にかかる固定資産税相当額を奨励金として交付（新設または増設した施設に係る資産のみが対象となる。土地に関する奨励金は、町長が必要とする場合のみ交付となる。） 交付期間：新設10年間、増設3年間
	三春町役場産業課商工観光グループ TEL 0247-62-3960 https://www.town.miharu.fukushima.jp/	
茨城県	●企業立地促進のための様々な助成制度を用意！ 各制度の詳細につきましては、お問い合わせください。	
	【1】企業立地促進補助金…コールセンターのほか、工場や倉庫等の立地に活用できます。 【2】中心市街地店舗、事務所等開設促進補助金…中心市街地への立地に活用できます。	左記助成制度では、償却資産等の取得費用の一部について補助しています。 【1】最大2億5千万円（床面積500㎡以上の工場等を新増設し、市民を5人以上雇用する場合） 【2】最大500万円（中心市街地に建物を賃借し、店舗等を開設する場合）
	水戸市産業経済部商工課 TEL 029-232-9185 https://www.city.mito.lg.jp/site/kigyoyuuchi/ ※活用にあたっては、各種契約の前に手続きが必要です。	
群馬県	●サテライトオフィス等の設置費、運営費、雇用について奨励金を交付します！	
	対象：サテライトオフィス、コールセンター又は支店・営業所（製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、こん包業及び卸売業） 要件：○3年以上の操業継続 ○開設後3年以内に市内在住者を正社員として3人以上雇用 ○市外に本社があること	設置費：土地建物の取得費用、賃貸に係る初期費用、改修費用、備品購入費用、求人広告費（補助率50%・上限額300万円） 運営費：（取得）土地及び家屋の固定資産税及び都市計画税の納税額（補助率50%・上限額100万円・3年間）（賃貸）賃借料（補助率25%・上限額100万円・3年間） 雇用：1年以上の市内在住と常時雇用が継続している正社員（一人当たり10万円・操業後3年経過後に1回限り）
	伊勢崎市産業経済部企業誘致課 TEL 0270-27-2756 https://www.city.isesaki.lg.jp/soshiki/keizai/kigyo/13022.html ※活用を希望される場合は事前にご相談ください	
千葉県	●ちば共創企業賃借立地事業 ※制度の詳細についてはお問合せください。	
	市内へ事務所（コールセンター可）の新設を行う企業で、次の要件のいずれにも該当するもの (1) 市が指定する対象地区・対象業種に該当する企業 (2) 120㎡以上かつ常時雇用者3名以上で操業 (3) 業歴3年以上、3期平均経常黒字維持及び繰越損失なし	①賃借料補助 1年間の賃借料の2/3を補助（上限1,000万円） ②法人市民税の補助 千葉市に納める法人市民税の2/3を4年間補助 ③雇用奨励補助【新規常時雇用者の採用】（上限1億2,000万円） 市民雇用および市内転入者1人につき30万円（複数人世帯の場合60万円）を補助 他、オフィス環境整備等補助（上限1,000万円）、社員採用補助（上限500万円）のオプション有【詳細はお問い合わせください】
	千葉県経済農政局経済部企業立地課 TEL 043-245-5276 https://www.city.chiba.jp/keizainosei/keizai/kigyoritchi/index.html	

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
新潟県	●新たな事業拠点・開発拠点の設置は新潟県で！	
	新潟県内に新規拠点を設ける事業者の皆様に、補助制度、人材確保支援、物件紹介など、様々な支援を御用意しております。ぜひお問い合わせください。 対象業種：コンタクトセンター、BPO センター、カスタマーセンター、IT 企業など 新潟県産業労働部産業立地課立地推進係 TEL 025-280-5248 https://www.pref.niigata.lg.jp/site/sangyoritchi/	○未来創造産業立地促進事業補助金 新規雇用者の年間給与 1/5 補助（5 年間）等
新潟市	●最大約 2 億円支援（デジタル・イノベーション企業立地促進補助金）	
	対象要件：①新潟市内に立地（新設・増設・移設） ②賃貸借契約締結後 1 年以内に操業開始 ③新規常用雇用者等の要件：事業所面積 90 坪未満 市民 10 人以上雇用、事業所面積 90 坪以上 市民 30 人以上雇用 新潟市経済部企業誘致課 TEL 025-226-1689 https://www.city.niigata.lg.jp/business/kigyo/shienseido_ritchi/supportjouhou.html	○事業所賃借補助 《新潟都市心地域内の令和 4 年度以降の新築ビル》賃借料× 3/4（3 年間）【限度額 5,000 万円 / 年】 《その他のビル》賃借料× 1/5（5 年間）【限度額：900 万円 / 年】 ○雇用促進補助 新規常用雇用者 正規雇用：50 万円 / 人、非正規雇用 25 万円 / 人、正規転換：25 万円 / 人（3 年間）【限度額 1,500 万円 / 年】
小千谷市	●企業立地を促進するための支援制度	
	コールセンター等幅広い業種を対象として、市内への事務所等新設をサポートします。 小千谷市商工振興課 TEL 0258-83-3556 https://www.city.ojiya.niigata.jp/soshiki/syoko/	・事務所等にかかる固定資産税を最大 5 年間課税免除！ ・土地取得費の 20%を補助！ ・新規雇用者一人につき 10 万円を補助！ 制度の詳細については是非お問い合わせ下さい。
加茂市	●加茂市企業設置奨励金	
	工場等（コールセンター含む） 新設：投下固定資本総額が 1 億円以上、又は常用雇用者数が 20 人以上増加 移設・増設：投下固定資本総額が 5 千万円以上、又は常用雇用者数が 10 人以上増加 加茂市商工観光課産業企画係 TEL 0256-52-0080 https://www.city.kamo.niigata.jp/docs/30187.html	奨励金として施設設置のために要した費用に係る固定資産税額及び都市計画税額の合計額を 3 年間交付
村上市	●村上市への進出を支援	
	村上市内に事業所を新設・移設・増設を行う企業で、次の要件に該当するもの (1) 投下固定資本総額 3,000 万円以上 (2) 常用雇用者数 3 名以上の増加 村上市 地域経済振興課 経済振興室 TEL 0254-53-2111 https://www.city.murakami.lg.jp/soshiki/128/kigyo-ritchi.html	①固定資産税の課税免除：企業設置のため取得した土地、家屋および償却資産に対して課される固定資産税を免除（3～5 年間） ②新規雇用促進奨励金：市内在住者を新規で 1 年以上継続雇用した場合 1 人あたり 10 万円を支給 ③新設企業賃賃料補助金：賃借料の 20%相当額を、月額 10 万円を上限として交付
五泉市	●五泉市工場等設置奨励条例	
	投下固定資本総額：新設（3 千万円以上）、増設・移設（2 千万円以上） 常用従業員数：新設（大企業 10 人以上、中小企業 5 人以上）、増設（大企業 5 人以上増、中小企業 2 人以上増）、移設（大企業 5 人以上、中小企業 2 人以上） 五泉市商工観光課 TEL 0250-43-3911 https://www.city.gosen.lg.jp/	①課税免除：固定資産税、3 年間免除 ②利子補給：5 年以上の長期借入金について借入利率 2 分の 1（上限 1%）、500 万円 / 年を限度として 5 年間交付 ③用地取得費助成：工場等を新設・増設等するために土地を取得し、3 年以内に操業開始した場合、取得に要した費用の 30%を助成（限度額 1 億円）



本州日本海側最大
80 万 都 市

新潟市へ！



◆ 東京から最短 89 分

◆ 太平洋側拠点のリスク分散

◆ 豊富な人材

◆ 高い定着率

大型新築ビル続々竣工中!!!

地方進出は新潟市から

最大 約 2 億円 支援

- 事業所賃借料補助
- 新規雇用補助 等

問い合わせ先

新潟市東京事務所

Tel: 03-5216-5133

Mail: office.tokyo@city.niigata.lg.jp

新潟市企業誘致課

Tel: 025-226-1689

Mail: kigyo@city.niigata.lg.jp

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
上越市	●【謙信公のふるさと上越市】 コールセンター、IT 関連、バックオフィスの立地を推進しています	
	①企業振興制度 ・中小企業の場合…2,000 万円以上、雇用要件なし ・大企業の場合…2 億円以上、5 人以上の雇用 ②土地取得補助金 ・市内の産業団地の 0.3ha 以上の土地の取得 ③サテライトオフィス等家賃補助金 ・事業者が、新たに当市で開設する場合 ④リフォーム等補助金 ・事業者が、新たに当市で開設する場合	①取得した固定資産（土地、家屋、償却資産）の課税額に、3 年度間 100/100 の割合で奨励金を交付。（限度額：各交付年度、1 企業 5,000 万円） ②土地の取得面積に応じ、購入価格の 10/100 ～ 25/100 の割合で補助金を交付。（限度額：3 億円） ③オフィスの家賃を 3 年間補助（最大 360 万円、補助率 1/2） ④オフィスの購入費やリフォーム費を補助（上限 200 万円、補助率 2/3）
	上越市産業立地課産業立地推進係 TEL 025-520-5736 https://www.city.joetsu.niigata.jp/	
佐渡市	●【佐渡市】就業・起業を応援します	
	・佐渡市雇用機会拡充事業 佐渡市では、雇用の増加を伴う創業又は事業拡大に係る経費の一部を補助しています。この機会にぜひ、佐渡でのビジネス展開をご検討ください。	・創業 上限 450 万円（補助率 3/4） ・事業拡大 上限 1,200 万円（補助率 3/4） ・設備投資を伴わない事業拡大 上限 900 万円（補助率 3/4） ※補助対象経費：設備費、改修費、広告宣伝費、人件費等
	佐渡市地域振興部地域産業振興課 TEL 0259-67-7863 MAIL : sangyo@city.sado.niigata.jp https://www.city.sado.niigata.jp/	
魚沼市	●「人と四季がかがやく雪のくに 魚沼市」首都圏から抜群のアクセス、豊かな自然環境！	
	企業の新設・増設・移転を支援しています。給与補助、研修費補助などの人材確保・育成支援制度もご用意しています。コールセンターの立地実績あり！ぜひお問い合わせください。	○U・I ターン正規雇用促進事業 正規雇用する U・I ターン者 1 人につき給与月額 30,000 円補助 その他、市内雇用者に対する奨励金・家賃支援制度あり！
	魚沼市産業経済部商工課 TEL 025-792-9753 https://www.city.uonuma.lg.jp/	
長岡市	●長岡市サテライトオフィス等開設促進事業補助金	
	【補助対象者】 ・新潟県内初進出で以下のいずれかに該当する企業 (1) 本社機能の一部を長岡市に移転し、事業を行う企業 (2) 市内企業や市内 4 大学 1 高専と連携し、デジタル技術を活用しながら地域の産業創出を進める協創型の事業を行う企業	1 企業当たり最大 250 万円 【補助対象経費】 (オフィス開設支援費) 上限 200 万円（補助率 1/2） オフィス改修費 通信環境整備費、セキュリティ工事費、オフィス賃借料（6 ヶ月相当分） (雇用拡大支援費) 上限 50 万円 長岡市内に住所を有する正社員 1 人あたり 25 万円
	長岡市商工部産業支援課産業立地担当 TEL 0258-39-2298 https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate13/	
石川県	●本社機能等立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：従業員数が 100 人以上かつ常時雇用者数が 5 人以上	○助成内容 投資額×補助率 7.5 ～ 25% + 常時雇用者数× 50 万円 ○限度額 1 企業への交付限度額 10 億円 新設時の限度額：5 億円 特認 10 億円 増設時の限度額：2 億円 / 回 特認 5 億円 / 回
	石川県商工労働部産業立地課 TEL 076-225-1517 https://www.ishikawa-ritchi.com/	
七尾市	●七尾市企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	
	対象業種：コールセンター事業 【要件】 ①投資額：〔新設〕 5,000 万円以上、〔増設〕 3,000 万円以上 ②新規地元雇用：〔新設〕 5 人以上、〔増設〕 3 人以上	〔新設〕 投資額× 20% 〔増設〕 投資額× 10% ※石川県補助金の特認と連動した市長特認 〔新設〕 10 億円（県と合わせて 20 億円） 〔増設〕 5 億円（県と合わせて 10 億円） ・特例加算：【本社移転】 5% 上乗せ、【地元発注】 5% 上乗せ ・限度額：2 億円（市長特認は上記のとおり） ・雇用助成金【市内在住の新規常用雇用者の採用】：1 人につき 50 万円（限度額：2,000 万円）
	七尾市産業部産業振興課 TEL 0767-53-8565 https://www.city.nanao.lg.jp/sangyou-s/jigyosha/kigyoshien/kigyoritchi.html	
小松市	●企業立地助成金	
	対象業種：コールセンター 交付要件：新設又は増設を行う事業で、投下固定資産総額が 1 億円以上で、かつ、新規雇用者（本市に住所を有する者に限る。）が 20 名以上であること。	(1) 企業立地助成金：投資額の 10%（増設の場合は 5%）に賃借料の 50% 以内の額を加えた額（賃借料への助成期間 3 年）。民有地における新設及び増設の助成金額は、1/2。 限度額 5 億円（特例：7.5 億円） 賃借料への助成上限額：1 千万円 / 年 (2) 雇用促進助成金 新規雇用者（市外からの転入含）× 20 万円 限度額 2 千万円
	小松市経済環境部商工労働課 TEL 0761-24-8074 https://www.city.komatsu.lg.jp/sangyo_business/kigyoritchi/1/7050.html	
加賀市	●加賀市企業立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：営業開始後 1 年までに常時使用することとなる新規雇用者（市内新規雇用および本市転入の従業員）の数が 15 人以上であること。	○助成内容 市内雇用 1 人につき 30 万円（初年度のみ） 通信回線使用料の 50%（最大 3 年度） ○限度額 総額 2,500 万円
	加賀市 企業誘致 TEL 0761-72-7820 https://www.city.kaga.ishikawa.jp/sangyo_iju/kigyo_yuchi/3703.html	
かほく市	●かほく市企業立地制度（本社機能移転助成金（工場等併設型））	
	対象業種 コールセンター事業 交付要件 ○新設：投資総額が 3,000 万円以上で、新規雇用者を 3 人以上雇用 ○増設：投資総額が 2,000 万円以上で、新規雇用者を 2 人以上雇用 ○移設：投資総額が 2,000 万円以上で、新規雇用者を 2 人以上雇用	助成内容 ○新設：投資総額の 25% 以内 ○増設：投資総額の 15% 以内 ○移設：投資総額の 15% 以内 限度額 ○新設：6 億円 ○増設：4 億円 ○増設：3 億円 ◎その他助成条件・内容等、詳しくは下記 HP をご覧ください
	かほく市企画振興 TEL 076-283-1112 https://www.city.kahoku.lg.jp/005/508/512/d000844.html	

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
能美市	●能美市企業立地促進助成金	
	対象業種：コールセンター 補助要件：操業時における従業員数が 100 人以上であること。 能美市産業交流部商工課企業誘致推進室 TEL 0761-58-2255 https://www.city.nomi.ishikawa.jp/www/genre/1000100000161/index.html	〔新設〕投資額×10%以内（限度額：5 億円）〔増設〕投資額×5%以内（限度額：2 億円）・雇用奨励補助金：市内新規雇用 1 人につき 30 万円、正規雇用者の転入 1 人につき 30 万円（限度額：1,000 万円）
津幡町	●商工業振興促進助成金	
	対象業種：コールセンター事業 補助要件：新たに用地を取得し、工場を新設したもの 津幡町産業建設部産業振興課 TEL 076-288-6704 https://www.town.tsubata.lg.jp/page/1836.html	○助成内容 次のことに要した経費の、それぞれ 10%以内 ・用地の取得及び造成 ・工場等の新設 ・工場等の設置に伴う財産の取得 ○限度額 用地取得時の限度額：1 億円 特認 2 億円 工場等新設時の限度額：1 億円 財産取得時の限度額：5 千万円
穴水町	●穴水町企業誘致条例	
	○新設：投下固定資産総額が 1 億円以上で、常時雇用者 5 人以上 ○増設：増加する投下固定資産総額が 5 千万円以上で、常時雇用者 5 人以上 穴水町 観光交流課 TEL 0768-52-3671 https://www.town.anamizu.lg.jp/	○助成内容 投下固定資産総額×20%＋常時雇用者数（純増分）×50 万円 ○限度額 1 企業への交付限度額 1 億円
珠洲市	●①珠洲市企業立地促進助成金 ②珠洲市雇用促進助成金	
	対象業種：情報サービス関連事業 交付要件：新設又は増設を行う事業で、投資額の総額が 1000 万円以上で、常用雇用従業員 3 人以上 ※①②共通 珠洲市産業振興課 TEL 0768-82-7775 https://www.city.suzu.lg.jp/sangyosinko/business_support_schemes.html	①新設に要した投資額の 20%、増設に要した投資額の 15%に相当する額又は次に定める額のいずれか低い額（ただし①と②合算で限度額 2 億円、市長特認 3 億円）。常用雇用従業員の増加数が 3 人以上 10 人未満 1 億円、10 人以上 2 億円。②常用の新規雇用者 1 人につき 50 万円を①に加算。
内灘町	●内灘町企業立地の促進及び雇用の拡大に関する条例	
	○新設の工場、物流施設、観光施設及びその他施設：投資額が 1 億円以上で、新規地元常用雇用者 5 人以上 ○新設の研究所及び情報産業施設：投資額が 5 千万円以上で、新規地元常用雇用者 5 人以上 内灘町企画課 TEL 076-286-6727 https://www.town.uchinada.lg.jp/	○助成内容 投資総額×5%＋新規地元常用雇用者数×50 万円 ○限度額 1 企業につき 1 億円
志賀町	●志賀町本社機能施設立地促進補助金	
	対象業種：コールセンター事業補助要件：新たに施設を取得したもので、常時雇用者（志賀町民）が 30 人以上 志賀町商工観光課企業誘致対策室 TEL 0767-32-9341 https://www.town.shika.lg.jp/	○助成内容 新設 投資額×25%以内 増設 投資額×15%以内 ○限度額 新設 1 億円 増設 5 千万円
宝達志水町	●企業立地助成金	
	対象業種：情報処理及び情報提供（コールセンターやソフトウェア産業を含む）のサービス業務 ○新設：投資額総額が 3,000 万円以上で、新規地元常用雇用者数（純増員に限る。）3 人以上 ○増設：投資額総額が 2,000 万円以上で、新規地元常用雇用者数（純増員に限る。）1 人以上 宝達志水町商工観光課 TEL 0767-29-8250 https://www.hodatsushimizu.jp/soshiki/shokokanko/8/20/638.html	○助成内容 新設 投資総額×20%以内 増設 投資総額×10%以内 ※本社機能移転の場合は 10%を上乗せ ※新規地元常用雇用者加算 1 人当たり 50 万円 ○限度額 新規 2 億円 増設 1 億円
羽咋市	●羽咋市商工業振興条例助成金	
	対象業種 コールセンター事業（情報サービス関連事業） ＜交付要件＞○新設：投資総額が 5,000 万円以上で、新規雇用者を 5 人以上雇用 ○増設：投資総額が 5,000 万円以上で、新規雇用者を 3 人以上雇用 羽咋市産業建設部商工観光課 TEL 0767-22-1118 https://www.city.hakui.lg.jp/shiseijouhou/hojyokin_jyosei/2/4071.html	①投資額×助成率（新設：10%～20%、増設：1.25%～10%） ※助成率は雇用人数で変動 ※本社機能移転：上記助成率に 5%を加算 ※特認：上記助成率に最大 10%を加算 ②新規雇用市民数（常時雇用）×50 万円（市外からの移転は 25 万円） ○限度額 1 企業への交付限度額 2 億 3,000 万円（うち雇用分：3,000 万円）
野々市市	●野々市市本社機能施設立地促進補助金	
	次の要件を満たす者 新設：当該施設の操業時に常勤従業員の数が 5 人以上かつ投資額が 5,000 万円以上又は操業開始後 1 年以内に野々市市に住所を有する常勤従業員の数が 3 人以上 増設：投資額が 2,000 万円以上かつ操業開始後 1 年以内に野々市市に住所を有する常勤従業員の数が 2 人以上又は既存本社機能施設の床面積が 2 割以上増加 野々市市地域政策部地域振興課 TEL 076-227-6160 https://www.city.nonoichi.lg.jp/soshiki/9/2511.html	○助成内容 投資額×補助率（新設：10% 増設：7.5%）＋新規雇用常勤従業員数（市民に限る）×50 万円 ○限度額 新設：2 億円 増設：1 億円
長野市	●オフィス家賃の半額を 3 年間助成。東京から 80 分の好アクセス。ほど良い自然、充実の都市機能を持つ人口 36 万都市	
	・中心市街地等でオフィスを賃借し、事業所を新設・増設 ・常用雇用者を 5 人以上雇用 ・指定業種はコールセンター、IT、バックオフィス等 長野市企業立地課 TEL 026-224-6751 https://www.city.nagano.nagano.jp/n140900/contents/p003899.html	①オフィス家賃（税抜）の半額を 3 年間助成（上限 500 万円／年）②開設初年度に要した建物改修費、事務機器取得費、リース料等の半額（限度額 50 万円） ※事業開始 3 年以内に 5 人以上の長野市民を常用雇用し、1 年以上継続雇用した場合は、1 人 10 万円の雇用助成もあり（転入者含む）【詳しくはお問合せください】

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
和歌山県	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●①雇用奨励金 ②立地奨励金 ③通信補助金 ④オフィス賃借補助金 ⑤航空運賃補助金	
	・新規地元雇用者と転入雇用者の正社員総数 3 人以上（和歌山市への立地の場合は 5 人以上） ・正社員数 21 人以上 ・直近決算期の年間売上高が正社員 1 人あたり 1,200 万円以上	①（新規地元雇用者数＋転入雇用者数）× 30 万円（3 年間適用） ②投下固定資産額等× 30%（1 千万円以上である場合に限る） ③通信回線使用料× 50%（3 年間適用） ④賃借料× 50%（3 年間適用） ⑤東京 - 南紀白浜の航空機を利用した回数× 6,000 円（3 年間適用） 累計限度額：新規地元雇用者と転入雇用者の総数により 1 億円～ 3 億円
和歌山市	和歌山県企業立地課 TEL 073-441-2748 https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/062200/ritchica/index.html	
	●①設置奨励金 ②雇用奨励金 ③環境整備奨励金 ④用地取得奨励金 ⑤オフィス奨励金	
	・新規地元雇用者及び転入雇用者合計 5 人以上 ・事業所の正社員純増数 5 人以上 ・全事業所の正社員数が合計で 21 人以上 ・直近決算期の年間売上高が正社員 1 人あたり 1,200 万円以上	①固定資産税及び都市計画税相当額の 3 倍（2 億円限度） ②新規雇用者数と正社員純増数のうち少ない人数× 60 万円（4 千万円限度） ③新たに設置される緑地に係る工事費用× 50%（1 千万円限度） ④事業所用地の購入費の最大 10%（2 億円限度） ⑤オフィス賃借費用× 50%（各年度 1 千万円限度、3 年間適用、市の指定する地域への立地に限る）
田辺市	和歌山市産業政策課 TEL 073-435-1040 https://www.city.wakayama.wakayama.jp/1016047/sangyoukigyousien/1001189/index.html	
	●①事業所等設置奨励金 ②雇用奨励金 ③経営支援奨励金 ④事業所等設置奨励金（市内移転）	
	①②③・投下固定資産総額 3 千万円以上（中小企業の場合は、1 千万円） ・新規雇用者及び転入雇用者 3 人以上 ④・正社員数 21 人以上・直近決算期の年間売上高が正社員 1 人あたり 1,200 万円以上・投下固定資産総額 3 千万円以上（中小企業の場合は 1 千万円）	①④ア．固定資産税相当額（5 年間） イ．立地に必要な施設の改修を行ったとき、施設改修費の 1/3（500 万円を限度） ②新規雇用者 1 人あたり 15 万円（2 年目以降は純増分を対象とし、3 年間で 100 人を限度） ③操業開始後 1 年以内に 3 人以上継続して雇用する場合、民間施設の賃借料及び通信回線使用料の 1/2（3 年間で各期間 1 千万円を限度）
白浜町	田辺市商工振興課 TEL 0739-26-9970 https://www.city.tanabe.lg.jp/shoukou/ricchi_sien.html	
	●①企業誘致促進助成金 ②雇用奨励金	
	・土地・家屋の取得 ・3 人以上の正社員雇用	①ア．閉鎖中の宿泊施設を取得した場合 固定資産税の 1/2 相当額（5 年間） イ．新たに新增設した場合 固定資産税の 2/5 相当額（5 年間） ②正社員雇用 1 人につき 10 万円（町内在住者に限る）（1 回限りで 1 千万円限度）
湯浅町	白浜町総務課 TEL 0739-43-5555 https://www.town.shirahama.wakayama.jp/gyousei/jigyosha/1452760032377.html	
	●企業立地奨励金	
	・投下固定資産総額又は増加固定資産総額が 500 万円以上 ・既存の事業所及び対象施設における新規雇用者の数が 3 人以上	固定資産税及び都市計画税相当額（初年度～第 3 年度）、固定資産税及び都市計画税相当額の 50/100 相当額（第 4 年度）、固定資産税及び都市計画税相当額の 30/100 相当額（第 5 年度）※累積限度額 5 千万円
岡山市	①湯浅町政策企画課 TEL 0737-63-2552 https://www.town.yuasa.wakayama.jp/soshiki/3/	
	●IT・デジタルコンテンツ産業、バックオフィスの立地を支援します	
	・対象事業：①IT・デジタルコンテンツ産業（ソフトウェア業、インターネット附随サービス業、映画・ビデオ制作業、アニメーション制作業、デザイン業） ②バックオフィス ・県内新規常用雇用者数：① 5 人以上 ② 10 人以上	・設備補助金：事業所整備費（施設整備費、事務機器購入費）× 1/2（限度額：① 500 万円 ② 300 万円） ・賃料補助金：事業所年間賃料及び共益費× 1/4 × 3 年間分（限度額：300 万円／年） ・人材確保奨励金：市内新規常用雇用者数× 60 万円（障がい者 120 万円） ※本社・中四国支店、工場・研究所、物流施設等の立地支援制度については下記までお問い合わせください。
広島県	岡山市産業観光局商工部産業振興課 TEL 086-803-1328 https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000017691.html	
	●地域活力創出型オフィス誘致促進助成（令和 8 年 3 月 31 日まで）	
	次の要件のいずれにも該当するもの ①広島県内の市町が同種の助成をする企業 ②新規雇用常用労働者 3 人以上（県外の事業場等から新たに転入する者を含む）	○オフィス賃借料 オフィス賃借料×県内の市町と同率・同期間／限度額：県内の市町と同額 ○通信回線使用料 通信回線使用料×県内の市町と同率・同期間／限度額：県内の市町と同額
広島市	広島県商工労働局県内投資促進課 TEL 082-513-3376 https://kurukuru.hiroshima.jp/support/officelab/	
	●広島市企業立地促進補助制度	
	市内に建物を賃借して立地する企業で、次の条件を満たすもの ・コールセンター、BPO、情報サービス業等 ・広島広域都市圏域内初立地（常用労働者数 5 人以上（中小企業は 2 人以上）又は大規模雇用（50 人以上）	・オフィスの賃料年額×補助率 1/2（限度額 1,000 万円）× 3 年間 ※1 年度ごとに交付
呉市	広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課 TEL 082-504-2241 https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/115/4435.html	
	●呉市企業立地条例助成制度	
	①ソフトウェア業等誘致促進事業（賃貸が対象） 事務所等を市内に新增設し、新規雇用従業者（呉市在住）3 人以上雇用 ②サテライトオフィス誘致促進事業 市外に本店を置く企業のサテライトオフィス新設で、常時雇用従業者（本店等の従事者等に限る）1 人以上常駐	①助成額：正社員 50 万円／人、パート 20 万円／人・5 年間（2 年目以降純増分）、設備投資 助成額：改修等に係る固定資産税評価額の 50% 限度額 2,000 万円、通信回線使用料 助成額：50%・5 年間 限度額 1,000 万円／年 ②助成額：正社員 50 万円／人・3 年間（2 年目以降純増分）、設備投資 助成額：改修等に係る固定資産税評価額の 50% 限度額 500 万円、通信回線使用料 助成額 50%・3 年間 限度額：100 万円／年
呉市	呉市産業部商工振興課 TEL 0823-25-3310 https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/40/yuuguseido.html	

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
竹原市	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●サテライトオフィス等誘致促進助成金	
三原市	賃貸等により市内に新たに事務所を開設し、新規雇用者 3 人以上（市外からの転入者を含む）を雇用すること。	事務所賃借料、通信回線使用料の 50%（上限額 100 万円／年）を、3 年間助成。
	竹原市企画部産業振興課 TEL 0846-22-7745 https://www.city.takehara.lg.jp/soshikikarasagasu/sangyoshinkoka/gyomuunnai/6/1/1/2228.html	
尾道市	●三原市サテライトオフィス等誘致事業補助金	
	市内の空き家等又は空き公共施設を活用し、サテライトオフィスを設置する事業であって、次の要件のいずれにも該当すること ○情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業 ○常駐責任者を 1 人配置 ○5 年以上は市内で事業を継続	○不動産賃借料の 50%（3 年間、上限 300 万円／年） ○通信回線使用料の 50%（3 年間、上限 500 万円／年） ○自動車リース料（3 年間、上限 2 万円／月） ○オフィス改修費用の 50%（最大 50 万円） ○通信回線引込料の 50%（最大 5 万円） ○備品購入費用の 50%（最大 50 万円）
福山市	三原市経済部商工振興課 TEL 0848-67-6013 https://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/24/111024.html	
	●情報サービス事業所等設置奨励制度（令和 10.3.31 まで）	
三次市	①賃貸借により市内に情報サービス事業所等を設置するもので、操業開始に伴い常時雇用する市内在住の従業員の数が 3 人以上（うち、2 人以上は新規雇用）であること。	①事務所賃借料及び通信回線使用料の 1/2 を 3 年度助成する。（限度額：各年度 100 万円）
	②賃貸借により市内にコールセンターを設置するもので、操業開始に伴い常時雇用する市内在住の従業員の数が 10 人以上（うち、7 人以上は新規雇用）であること。	②事務所賃借料及び通信回線使用料の 1/2 を 3 年度助成する。（限度額：各年度 200 万円） ①、②ともに操業開始後 1 年を経過した時点で、新規雇用の常労働者数が 5 人以上（その他の場合は 10 人以上）のとき、1 人あたり 30 万円を助成。（限度額：3、000 万円）
広島市	尾道市産業部商工課 TEL 0848-38-9182 https://onomichi-relocationguide.jp/	
	●福山市企業立地促進条例適用事業	
三次市	コールセンター ○立地場所：市内全域 ○常用従業員：新設…20 人以上、増設…新規 10 人以上 ○事業所設置奨励金の交付を受けるまでの間、当該雇用人数が維持されるものであること	●コールセンター 新設 ○投下固定資産総額の 50%/ 限度額：100 万円 ○事業所賃借料の 50% × 最大 3 年間 / 限度額：各年 600 万円 ○通信回線使用料の 50% × 最大 3 年間 / 限度額：各年 1、000 万円 増設 ○投下固定資産総額の 50%/ 限度額：100 万円 ○事業所賃借料の 50% × 1 年間 / 限度額：600 万円 ○通信回線使用料の 50% × 1 年間 / 限度額：1、000 万円
	福山市経済環境局経済部経済総務課 TEL 084-928-1124 http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/keizaisoumu/323345.html	
広島市	●三次市オフィスビジネス系事業所設置奨励金（令和 7 年度末まで）	
	事業所等を市内に新増設し、事業を開始時に新規雇用労働者を、情報サービス業及びインターネット付随サービス業の場合 3 人以上、コールセンター業の場合は 10 人以上を雇用すること	■賃借料、通信回線使用料への補助 ①助成率：各 50% ②助成期間：5 年間 ③限度額の設定：500 万円以内／年間 ※賃借料、通信回線使用料を合せて。 ■雇用奨励金 ①助成額：1 人あたり 100 万円 ②助成期間：3 年間 ③限度額の設定：なし ④条件：操業開始後 3 年間で雇用した従業員を対象とし、1 年以上の雇用実態があり、三次市に住所を有する者の数に応じて交付。1 人につき 1 回限り
	三次市産業振興部商工観光課商工労働・企業誘致係 TEL 0824-62-6621 https://www.city.miyoshi.hiroshima.jp/life/5/29/137/	

広島市
The City of Hiroshima

新広島駅ビル堂々完成！
大型新築ビル続々竣工！

REBORN 広島！

オフィス
**賃料3年間
全額補助**
県併用時、要件及び限度額あり

ひろしまプロモーションセンター
TEL：03-3591-1292
mail: kanto@city.hiroshima.lg.jp
広島市企業誘致・創業推進課
TEL：082-504-2241
mail: kigyo@city.hiroshima.lg.jp

※広島市の誘致助成制度は 12 ページをご参照ください。

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト		
庄原市	●庄原市サテライトオフィス誘致促進事業補助金（令和 9 年度末まで）	
	○市内に営業拠点等を有していないもので、新たにサテライトオフィスを開設すること ○3 年以上継続して事業を行う意思があること ○1 人以上の常用雇用労働者を雇用又は異動させること ○要綱に定める業種を営むこと ○暴力団等と密接な関係を有しないこと 庄原市企画振興部商工観光課 TEL 0824-73-1178 https://oiden-sai.com/	・建物取得費・改修費 上限：取得 200 万円、改修 50 万円 ・光回線工事費 上限：5 万円 ・備品購入費 上限：50 万円 ・自動車リース料（3 年間補助） 上限：月額 1 万 8 千円 ・建物賃借料（3 年間補助） 上限：月額 4 万円 ・光回線使用料（3 年間補助） 上限：月額 2 万円 ・補助率は、各補助メニュー対象費の 1/2
東広島市	●サテライトオフィス等誘致促進助成金	
	事務所等を市内に新設（賃貸等による設置を対象）し、新規雇用従業員を 1 人以上（市外からの転入者を含む）を雇用すること	①イニシャルコスト（初年度のみ交付） 助成率 30% 内装改修費用、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費 ②ランニングコスト（3 年度交付） 助成率 50% オフィス賃料、情報通信システム保守・使用料、通信回線使用料 ※各年度 500 万円を上限に最大 3 年度
東広島市産業部産業振興課 TEL 082-420-0921 https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/sangyo/5/4/13270.html		
廿日市市	●廿日市市オフィス誘致促進助成金	
	○廿日市市内に建物を賃借し、事業所を移転・新設してコールセンターに付随する事業等を行うもの ○新規雇用常用労働者が 1 人以上で、3 年以上業務を継続する予定であること。 廿日市市産業部産業振興課 TEL 0829-30-9126 https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/soshiki/25/50431.html	助成額は、次の経費のうち市長が適当と認めるものの総額の 1/2（各年度 200 万円を上限に 3 年間） ・内装改修費（初年度のみ） ・設備機器購入費（初年度のみ） ・オフィス賃借料 ・通信回線使用料
安芸高田市	●サテライトオフィス等進出支援	
	市内に企業活動の拠点を開設し次に該当する企業 ・県外に本社を有し、市内に本社を移転する企業 ・経営者を含む常用勤務者が 1 名以上在勤する企業又は市内で新規採用 2 名以上雇用する企業 安芸高田市産業部商工観光課 TEL 0826-47-4024 http://www.akitakata.jp/ja/shisei/section/syokou/u525/	・建物改修費、設備費、交通費（300 万円を上限に 1 回限り） ・賃借・通信費（各年度 50 万円を上限に 3 年間） ※ 1/2 補助
江田島市	●江田島市サテライトオフィス等誘致促進事業	
	○市内に新たに事業所を開設する者又は事業所を市内において試験的に事業を実施する者 ○新規に常用雇用者を 1 名以上雇用する者 ○事業所開設後、3 年以上事業を行うこと ○市内に開設した事業所に常時勤務する者が配置されること 江田島市産業部商工観光課 TEL 0823-43-1632 https://www.city.etajima.hiroshima.jp/cms/articles/show/3559	○建物改修経費（空き家、空き施設等）・情報通信システム導入経費・合計経費の 1/2、1 回限り（上限 200 万円） ○備品及び機器設備等の購入費・経費の 1/2、1 回限り（上限 100 万円） ○オフィス・住居賃借料（いずれも敷金・礼金・共益費除く）、業務に必要な車両のリース料、通信回線利用料・合計経費の 1/2、最大 3 年（年度毎の上限 100 万円）
府中町	●府中町地域活力創出型オフィス誘致促進助成金（令和 7 年度末まで）	
	新たに次のいずれかの事務所を開設して 3 年以上業務を継続するもの ①サテライトオフィス又はシェアオフィス ②新規雇用常用労働者を 3 人以上有する事務所（うち 1 人は町内居住者。社員の転入も可。） 府中町民生活部自治振興課 TEL 082-286-3128 http://www.town.fuchu.hiroshima.jp/site/shoukou/11083.html	・家賃、通信費を合わせて月 5 万円以内 ・事業開始の翌月から 3 年間（最大 180 万円）
大崎上島町	●大崎上島町サテライトオフィス誘致促進補助金	
	・常用雇用労働者を 1 人以上雇用し、又は本店等又は支店等で雇用している常用雇用労働者を 1 人以上当該サテライトオフィスに異動させる者 ・サテライトオフィスの開設後、継続して 3 年以上事業を行う見込みがある者 ・町内に本店等又は支店等を有していない者 大崎上島町企画課 TEL 0846-65-3112 https://www.town.osakikamijima.hiroshima.jp/soshiki/kikaku/kigyoyuchi/7342.html	○不動産賃借料 10/10、3 年間 ○通信回線使用料 10/10、3 年間 ※各月限度額 不動産賃借料・通信回線使用料 合計 2.8 万円
山口県	●山口県 IT・サテライトオフィス誘致推進補助金	
	◇対象業種：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件：事業所等を新たに県内に設置し、本格操業開始後 3 年以内の者 新規雇用従業員数 5 人以上 ◇対象地域：県下全域（制度を整備した市町） 山口県産業労働部 企業立地推進課 TEL 083-933-3145 https://kigyo-r.pref.yamaguchi.lg.jp/	①（通信回線使用料＋家賃）× 1/2 以内 ②新規雇用従業員数× 15 万円以内 限度額：① 2 千 5 百万円又は事業に要した経費の 1/4 の額（年額）のうち、いずれか低い額 最長 3 年間 ② 1 回限り ※市町に対し補助
下関市	●下関市企業立地促進条例に基づく奨励金制度	
	対象：情報通信業、コールセンター業（インハウス型を含む）、バックオフィス 要件：新規雇用者 5 人以上、5 年以上の操業 ※新規雇用者は、雇用保険の被保険者であり、雇用期間が 1 年以上で、本市や近隣市に在住 下関市産業振興部 産業立地・就業支援課 TEL 083-231-1357 https://shimonoseki-kigyorich.jp/59601.html	①回線使用料：回線通信料の 1/2 相当額（3 年間） ②事務所賃借料：事務所賃借料の 1/2 相当額（3 年間） ③雇用奨励金：1 人 1 回限り 正社員 1 人につき最大 65 万円、非正社員 1 人につき最大 30 万円（3 年間） 助成制度の詳細は、お問い合わせ下さい。

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
宇部市	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●宇部市の支援制度 ①宇部市情報・通信産業等立地促進補助金 ②宇部市まちなかオフィス立地促進補助金	
宇部市	【対象要件】 ① 3 年以上の事業活動実績、新規雇用従業員数 5 人以上など ② 1 年以上の事業活動実績、新規雇用従業員数 1 人以上など 宇部市 産業経済部 企業立地推進課 TEL 0836-34-8361 https://www.city.ube.yamaguchi.jp/machizukuri/sangyou/kougyou/1013798.html	①通信回線使用料と家賃の 1/2 を補助（限度額 2,000 万円 / 年。最長 3 年間）。新規雇用従業員 1 人につき 30 万円を補助（限度額 3,000 万円（1 回限り）） ②家賃の 1/2、新規雇用従業員 1 人につき 20 万円、施設整備費の 1/2、出張に係る交通費 1 人につき 3 万円の補助（限度額等の詳細についてはHPを御参照ください。）
山口市	●①情報関連産業等支援補助金、②情報関連産業等雇用促進補助金、③情報関連産業等施設整備補助金	
	①②◇対象：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ③◇対象：①②の補助金対象となる企業が進出するオフィスビル等の所有者又は進出企業 その他、小郡都市核に事業所等を新たに開設する法人について助成があります。詳細は、お問合せください。 山口市商工振興部産業立地推進課 TEL 083-934-2813 https://www.oidemase-yamaguchi.com/	①◇（通信回線料・事務所賃借料・研修費）× 1/2 ◇限度額 2 千万円（1 年間）最長 3 年間 ※投下固定資産総額 3 千万円以上、従業員数 30 人以上の場合は、限度額 5 千万円 / 年 最長 3 年間 ②◇新規雇用従業員数 × 40 万円 ◇新規雇用短時間従業員 × 30 万円 ◇限度額なし ③◇高速通信回線導入等に要した費用 × 1/2 ◇限度額 200 万円
萩市	●萩市 IT・サテライトオフィス誘致推進補助金	
	◇対象業種：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件：事業所等を新たに市内に設置し、新規雇用従業員数 5 人以上 ◇対象地域：市内全域 萩市商工観光部 企業誘致推進課 TEL 0838-25-3811	①（通信回線使用料 + 家賃）× 1/2 以内、上限 2,500 万円（3 年以内） ②新規雇用従業員数 × 30 万円 ③施設改修経費 × 1/2 以内、上限 500 万円
岩国市	●岩国市 IT・コンテンツ産業等オフィス誘致推進補助金	
	◇対象業種：コールセンター業、ソフトウェア業等 ◇対象要件：・市外事業者が事業所等を新たに設置した場合 ・新規雇用従業員 3 人以上が市内に在住（※）、等 ※オフィスに代表者又は従業員 1 名以上常駐の場合は①のみ適用 ◇対象地域：市内全域 岩国市産業振興部 商工振興課 企業立地推進室 TEL 0827-29-5110 https://www.city.iwakuni.lg.jp/life/2/16/111/	①（オフィス開設にかかる経費）× 1/2 以内 + ②新規雇用従業員数 × 30 万円以内 限度額：① 500 万円 ② 1 回限り 令和元年からの 5 年間で IT 企業 10 社進出！ 詳しくはお気軽にお問い合わせください。
柳井市	●柳井市 IT・サテライトオフィス誘致推進補助金	
	◇対象業種：ソフトウェア業、情報処理サービス業、情報提供サービス業、コールセンター業等 ◇対象要件：法人等として 3 年以上の事業活動実績がある市外事業者が、事業所等を新たに設置した場合 新規雇用従業員数 5 人以上 ◇対象地域：市内全域 柳井市経済部 企業立地・雇用創造推進室 TEL 0820-22-2111 https://www.city.yanai.jp/soshiki/67/	①（通信回線使用料 + 家賃）× 1/2 以内 ②新規雇用従業員数 × 30 万円以内 限度額：① 2 千 5 百万円（1 年間）最長 3 年間 ② 1 人 1 回限り



コールセンターなら 下関！



下関市 せきまる

手厚い優遇制度

人件費
正社員 1 人につき
最大 65 万円

固定費
事務所賃借料
通信使用料
1/2

対象要件あり

人材が豊富

人材
一般事務員
有効求人倍率
0.47

出典：
ハローワーク下関
2025年4月 現在

下関市産業立地・就業支援課 TEL 083-231-1357

下関市 立地支援制度 

※下関市の誘致助成制度は 14 ページをご参照ください。

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
徳島県	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●①周南市情報・通信産業等支援補助金 ②周南市まちなかオフィス立地促進事業補助金	
周南市	①◇業種：情報処理サービス業、コールセンター業ほか ◇要件：市外事業者が徳山駅・新南陽駅周辺エリアに事業所を新設すること ②◇業種：情報通信業、サービス業ほか ◇要件：徳山駅周辺エリアにオフィスを新設すること ※①②とも従業員雇用要件あり	① (A) (事務所と駐車場の賃借料+通信回線料) × 1/2 (B) 研修費 × 1/2 初年度限り (A) + (B) で最大 2,000 万円 / 年 (最長 3 年間) (C) 新規雇用従業員 × 最大 30 万円 / 人 最大 3,000 万円 / 年 (最長 3 年間) ② (A) (事務所と駐車場の賃借料) × 1/2 最大 150 万円 / 年 (最長 3 年間) (B) 新規雇用従業員 × 20 万円 / 人 最大 200 万円 【詳しくはお問い合わせください】
	周南市産業振興部 商工振興課 企業立地推進室 TEL 0834-22-8223 https://www.city.shunan.lg.jp/life/6/25/116/	
徳島県	●コールセンターに対する優遇制度 ★★全国トップクラスの助成制度です!!★★	
	コールセンター（インバウンドを主体とした事業） 助成対象：新設事業所であって、新規地元雇用される者（奨励指定日以降の住民票の異動（県外から県内へ）を伴う転勤者（常用労働者）を含む。）が操業開始の日から 1 年以内に 10 人以上であること ★★★各市町村の助成と併用できます★★★ 徳島県 経済産業部 企業支援課新産業立地室 TEL 088-621-2326 https://www.pref.tokushima.lg.jp/promoting/	①新規地元雇用：正社員 70 万円 / 名、パート等 40 万円 / 名（5 年間）【限度額なし】 ②事務所賃料：50%（5 年間）【限度額 2,000 万円 / 年】 ③専用通信回線使用料：50%（5 年間）【限度額 2,000 万円 / 年】 ④リース経費：50%（1 年間）【限度額 1,000 万円】 ⑤研修経費：50%（5 年間）【限度額 1,000 万円 / 年】 ⑥投下固定資産：20%（操業開始から 1 年以内に整備したもの）【限度額 2,000 万円】
徳島市	●徳島市企業立地促進条例に基づく情報通信関連事業の立地に関する奨励措置	
	対象業種：コールセンター（インバウンド事業）、データセンター、ソリューションセンター、事務処理センター、デジタルコンテンツ、クラウドサービス 助成要件：①市内に事業所を新設する場合であって、新規に地元雇用される者が操業開始の日から 1 年以内に 5 人以上であること 徳島市経済部経済政策課 TEL 088-621-5225 https://www.city.tokushima.tokushima.jp/shisei/keizai/jigyosha/kigyoritti/koujo.html	①雇用奨励金 奨励金額：交付対象者 1 人につき 40 万円 ②施設整備費補助金 補助額：施設の整備に要した費用の 4 分の 1 または 1 年目の雇用奨励金のいずれかの低い額 ③入居施設賃料補助金※指定区域に事業所を新設する場合に限る 補助額：入居する施設の賃料の 4 分の 1 の額 (助成期間、限度額等、詳しくはお問合せください)
小松島市	●小松島市情報通信関連事業立地促進補助金	
	◇対象業種：コールセンター、データセンター等 ◇対象要件： ・情報通信関連事業：事業開始から 5 年以内に新規雇用従業員 5 名以上雇用 ・クリエイティブ事業及び SOHO 事業及び本社機能移転事業：事業開始から 5 年以内に新規雇用従業員 1 名以上雇用 ◇対象地域：市内全域 小松島市 商工観光課 TEL 0885-32-3809	①施設整備等奨励金：改修費補助もしくは賃借料補助のいずれか 改修費補助：施設整備に要した経費の 50% 限度額：200 万円 ※事業所の開設に係るその他の補助金を受けている場合は 30% 賃借料補助：事業所等の不動産資産の賃借料の 50% 限度額：年間 30 万円 ※事業開始から 3 年間 ②新規地元雇用奨励金：常用労働者 40 万円 / 名、契約社員又はパート社員 20 万円 / 名 限度額：2,000 万円 期間：5 年間 ※ 2 年目以降は純増員に限る 奨励金の詳細についてはお問い合わせください。
阿波市	●阿波市企業立地促進条例	
	◇対象業種 コールセンター業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業 ◇対象要件 投資固定資産総額 2,000 万円以上 新設：常時使用する従業員数 5 人以上（新規及び地元雇用以外も可） 増設：新規地元雇用 5 人以上 ◇対象地域：市内全域 阿波市 商工観光課 TEL 0883-36-8722	①税の減免（固定資産税は土地・家屋・償却資産にかかるもの全て） 新設の場合：固定資産税 3 年間全額免除、以後 2 年間半額 法人市民税 3 年間全額免除 増設の場合：固定資産税 2 年間全額免除、以降 1 年間半額 ②土地の取得 購入：購入費の 1/10 を交付【限度額 1,000 万円】 賃借：賃借費の 10/10 を 3 年間交付【限度額 100 万円 × 3 年間】 ③雇用奨励金 新規地元雇用従業員 1 人につき 50 万円を交付【限度額 1,000 万円】
美馬市	●美馬市事業所等設置奨励条例	
	◇対象業種：コールセンター、データセンター ◇対象要件：投下固定資産額 3,000 万円（増設・移設は 2,000 万円）以上、新規雇用従業員 5 人以上（増設・移設にあつては 5 人以上、かつ 2 割以上の増加）※中小企業者は緩和要件あり。 ◇対象地域：市内全域 美馬市 経済部 企業応援課 TEL 0883-52-1263	①雇用奨励金：地元新規雇用従業員 1 人につき 40 万円 限度額：4,000 万円 期間：3 年間 ②事業所等設置奨励金：施設整備に要した経費 1/2 の金額 限度額：1,000 万円 ③人材確保支援奨励金：採用に要した経費の 2/3 の金額 限度額：50 万円 ④雇用者研修費奨励金：県外での実務研修に要した経費の 1/2 の金額 限度額：100 万円（5 万円 / 人・年） 期間：5 年間 ⑤情報提供奨励金 事業所の開設に伴う投下固定資産額の 1% 以内の額 ※奨励金の詳細についてはお問い合わせください。
三好市	●三好市企業立地促進条例（情報通信関連企業奨励金）	
	コールセンター、データセンター 助成対象：情報通信関連企業奨励金の指定企業が、企業を立地し、新規雇用従業員を 10 人以上かつ引き続き 1 年以上雇用したとき。 三好市 商工政策課 TEL 0883-72-7645	①新規地元雇用：地元雇用 1 人につき年額 20 万円（雇用期間に定めのない新規雇用 1 人につき年額 40 万円） 交付期間 5 年以内、総額 3,000 万円を限度（但し 2 年目以降は純増員分に限る） ②施設整備：(1) 福利厚生施設の整備 (2) 環境保全施設の整備 (3) その他事業活動に必要な施設の整備。 施設整備に要した経費の 2 分の 1 以内、交付は 1 回限り、1,000 万円限度。

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
東みよし町	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●情報通信関連企業奨励金	
	◇コールセンター、データセンター ◇対象要件：情報通信関連企業奨励金の指定企業が、企業を立地し、新規雇用従業員を10人以上かつ引き続き1年以上雇用したとき。 東みよし町 産業課 TEL 0883-79-5345	◇新規雇用従業員1人につき年額20万円以内の額を交付します。 ・交付期間は5年以内 ・総額3,000万円を限度 ・2年目以降は純増員に限る
香川県	●香川県企業誘致条例	
	新規常用雇用者10人以上 (新規常用雇用者数は、交付申請時に10人以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が10人以上であること)	・土地を除く投下固定資産額の15%（2回目以降は10%） ・事務所賃借料、通信回線使用料の1/2(3年間) ・通信機器賃借料（5年以上のリース機器）の初年度分の1/2(1年間) ※事務所賃借料、通信回線使用料、通信機器賃借料は、それぞれ上限2,000万円。 ・11人目以降の新規常用雇用者数×30万円(3年間。2年目以降は純増分のみ。) ・限度額：3年間で5億円 香川県商工労働部企業立地推進課 TEL 087-832-3354 https://yuchi-100plan.pref.kagawa.lg.jp/
高松市	●高松市企業誘致条例	
	・瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の構成自治体内に住所を有する新規常用雇用者又は新規短時間労働者10人以上 (新規常用雇用者数等は、交付申請時に10人以上在職しており、かつ、交付申請時前6か月の毎月末における在職者の平均が10人以上であること) 高松市企業立地推進課 TEL 087-839-2412 https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/sangyou/yuchi/yuchi.html	・投下固定資産額×15% ・事務所賃借料、通信回線使用料の1/2(3年間) ・通信機器賃借料の1/2(1年間) ・対象要件に該当する新規常用雇用者数×30万円(3年間。2年目以降は純増分のみ。) ・対象要件に該当する新規短時間労働者数×15万円(3年間。2年目以降は純増分のみ。) ・その他障がい者加算の加算制度あり。 ・限度額：3年間で2億円
丸亀市	●丸亀市企業立地促進奨励制度	
	・市内新規常用雇用者10人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が10人以上在職していること)	・土地を除く固定資産税の収納額に相当する額（当該施設設置に伴い新たに賦課された部分） ・市内新規常用雇用者数×20万円（初年度のみ） ・市内新規短時間労働者数×10万円（初年度のみ） ・市内新規常用雇用者のうち障害者に該当する者の数×30万円 ・市内新規短時間労働者のうち障害者に該当する者の数×15万円 ・限度額：3年間で5億円 丸亀市産業観光課 TEL 0877-24-8844 https://www.city.marugame.lg.jp/page/3074.html
坂出市	●坂出市企業誘致条例	
	・市内新規常用雇用者25人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が25人以上在職しており、かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が25人以上在職していること) 坂出市産業観光課 TEL 0877-44-5103 https://www.city.sakaide.lg.jp/soshiki/sangyoukankou/uuuguu.html	・投下固定資産額×5/100(3年間。市有地については土地代含む。2年目以降は純増分のみ。) ・市内新規常用雇用者数×20万円(3年間。2年目以降は純増分のみ。) ・市内新規短時間労働者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ。) ・限度額：3年間で1億円
観音寺市	●観音寺市企業立地促進条例	
	・常用雇用者5人以上 (交付申請時に、当該施設での勤続期間が6か月以上で、香川県内又は本市に隣接する自治体に6か月以上住所を有するものが5人以上在職していること) 観音寺市商工観光課 TEL 0875-23-3933 https://www.city.kanonji.kagawa.jp/site/kigyosha/366.html	・新たに賦課された固定資産税等相当額(3年間) ・常用雇用者数×30万円及び短時間労働者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ) ・事務所賃借料、通信機器賃借料、通信回線使用料の年額1/2(3年間) ・限度額：1年目2,000万円、2年目及び3年目各1,000万円
さぬき市	●さぬき市企業立地促進条例	
	・市内新規常用雇用者数25人以上 さぬき市商工観光課 TEL 087-894-1114 https://www.city.sanuki.kagawa.jp/life/system	・土地を除く投下固定資産額×5/100(3年間。2年目以降は純増分のみ。) ・土地に係る投下固定資産額×10/100(市有地取得の場合) ・市内新規常用雇用者数×10万円(3年間。2年目以降は純増分のみ。) ・市内新規短時間労働者数×5万円(3年間。2年目以降は純増分のみ。) ・限度額1億円(市有地取得の場合は、2億円)
東かがわ市	●東かがわ市企業立地促進補助金交付要綱	
	①投下固定資産額500万円以上(土地を含む)。土地は建物の水平投影部分が対象。土地取得のみは対象外。業務開始前3年以後に取得したものが対象。②新規雇用(必須ではない)は投下固定資産額算定に併せて加算可。業務開始後2、3年目に純増で対象。 東かがわ市地域創生課 TEL 0879-26-1276 https://www.higashikagawa.jp/jigyosha/hohe/sangyoshinko/kigyoyuchi_kigyoritchi/3642.html	①土地を含む投下固定資産額の10%(限度額…雇用無：1.5億円、雇用有：2億円) ②雇用加算(2、3年目は純増で追加) ・新規常用雇用者数…25人以上：50万円/人、5人以上：25万円/人、5人未満：20万円/人 ・新規短時間労働者数…25人以上：30万円/人、5人以上：15万円/人、5人未満：10万円/人 ③固定資産税納付相当額の2分の1の額(5年間)
三豊市	●三豊市企業立地促進条例	
	・市内新規常用雇用者5人以上 (交付申請時の新規常用雇用者が5人以上在職しており、かつその前6か月の各月の末日における新規常用雇用者の平均が5人以上在職していること) 三豊市政策部産業政策課 TEL 0875-73-3012 https://www.city.mitoyo.lg.jp/kakuka/seisaku/sangyo/8/1381.html	・新設の部分に対して賦課された固定資産税以内の額・通信機器賃借料の年額の1/2・事務所賃借料(市の管理する施設は除く)の年額1/2・通信回線使用料の年額1/2・求人に要する経費に1/10を乗じて得た額・市内新規常用雇用者数×20万円(8年間。2年目以降は純増分のみ)・市内新規短時間労働者数×5万円(8年間。2年目以降は純増分のみ)・限度額：8年間で5億円

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト		
土庄町	●土庄町企業誘致条例	
	・土地の取得価額を除く投下固定資産額 3,000 万円以上・小豆郡内新規常用雇用者 25 人以上	・土地を除く投下固定資産額の 5% ・事務所賃借料の 25% ・小豆郡内新規常用雇用者数×15 万円 ・限度額：3 年間で 3,000 万円
土庄町商工観光課 TEL 0879-62-7004 https://www.town.tonosho.kagawa.jp/gyosei/sangyo/shoko/1783.html		
宇多津町	●宇多津町企業誘致条例	
	・土地の取得価額を除く投下固定資産額が 1 億円以上	・家屋及び償却資産に係る固定資産税額の金額（3 年間） ・町内新規常用雇用者数×15 万円（3 年間、上限 1,800 万円）
宇多津町まちづくり課 TEL 0877-49-8009		
綾川町	●綾川町企業誘致条例	
	・町内新規常用雇用者と転入常用雇用者の合計人数 25 人以上	・新たに課された固定資産税額の範囲内（3 年間） ・町内新規常用雇用者数×30 万円（3 年間） ・転入常用雇用者数×50 万円（3 年間） ・町内新規短時間労働者数×10 万円（3 年間） ・限度額：3 年間で 5 億円
綾川町経済課 TEL 087-876-5282 https://www.town.ayagawa.lg.jp/docs/2019033000022/		
多度津町	●多度津町企業立地促進条例	
	・町内新規常用雇用者 25 人以上	・土地を除く固定資産税の収納額に相当する額（当該施設設置に伴い新たに賦課された部分） ・町内新規常用雇用者数×20 万円（初年度のみ） ・町内新規短時間労働者数×10 万円（初年度のみ） ・限度額：3 年間で 5 億円
多度津町産業課 TEL 0877-33-1113 https://www.town.tadotsu.kagawa.jp/shigoto_sangyo/shokogyo/kigyo_sogyoshien/1397.html		
まんのう町	●まんのう町企業誘致条例	
	・敷地面積 3,000 ㎡以上 ・建築面積 1,000 ㎡以上	《施設奨励金》 ・新たに取得した土地、家屋及び償却資産に賦課される固定資産税に相当する額（8 年間） 《雇用促進奨励金》 ・町内新規常用雇用者数×30 万円（上限 600 万円） 《用地取得奨励金》 ・事業所用地等として取得した際の不動産取得税に相当する額（上限 2,000 万円）
まんのう町地域振興課 TEL 0877-73-0122		
愛媛県	●愛媛県オフィス等立地促進要綱	
	対象要件 指定事業所に指定後 1 年以内に操業を開始すること 新規雇用 20 人以上（常用労働者に限る） ※転勤に伴い県内に住民票を移した者、県外在住で新たに雇用され通勤する者を含む。	①投下固定資産額に係る奨励金：投下固定資産の 10%（限度額 5 億円） ②事業用資産賃借料に係る奨励金：賃借料の 1/2 相当額（限度額年 2,000 万円・期間 5 年以内） ③通信回線使用料に係る奨励金：使用料の 1/2 相当額（限度額年 2,000 万円・期間 5 年以内） ④雇用促進助成金：県内新規雇用者数（正社員）×50 万円、同（契約社員、パート）×30 万円（限度額 5 億円・期間 5 年以内）
愛媛県経済労働部企業立地課 TEL 089-912-2260 https://www.ehime-kigyoricchi.jp/index.php		
松山市	●松山市情報通信関連企業立地促進要綱	
	対象事業 ・コールセンター、事務センター等 対象要件 ・市内に新設し、又は増設すること ・専用通信回線等を利用して集約的に業務を行うこと ・操業時において新規雇用者 20 人以上（転勤者を含む）	①施設の工事及び機器の購入に係る費用の 1/6～1/4（10 年以内） ②オフィス及び通信機器等の賃借料の 1/6～1/4（10 年以内） ③専用通信回線利用料の 1/6～1/4（10 年以内） ④新規雇用 1 人につき 10～60 万円（5 年以内） ⑤正社員で松山市に住民票を置いた転勤者 1 人につき 40～60 万円（5 年以内） 限度額：総額 5.5 億円
松山市産業経済部企業立地・産業創出課 TEL 089-948-6549 https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/sangyo/shien/business/index.php		
高知県	●高知県サテライトオフィス等立地促進事業費補助金	
	新たに県内に次の業務を行う拠点を設けて事業を実施するもの。 対象事業：コンタクトセンター、バックオフィス、本社機能（業種不問）、IT・コンテンツ企業	☆主な補助内容 ○オフィスの賃借料 ○入居時のオフィス改修費 ○情報機器、什器等の購入費に加えてリース料も！ ○通信料・通話料 ○従業員の募集や研修に要する経費 ○新規雇用に対する雇用奨励金 ○補助限度額は最長 5 年間で最大 10 億円！ ☆人材確保を国・県・市町村が連携して強力にサポートします！
高知県商工労働部企業誘致課 TEL 088-823-9881 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150201/		
室戸市	●室戸市コールセンター等誘致促進条例に基づく企業立地の促進を図るための助成	
	対象事業：コールセンター、バックオフィス、コンテンツ産業 補助要件：市内でコールセンター等を開設 5 名以上雇用等の要件有。 補助対象経費：①土地・家屋の賃借料、②人材育成費用、③雇用者の給与、④人材確保に要した経費 補助期間：操業開始後 5 年間	①対象経費の 1/2（限度額 1,000 万円） ②対象経費の 3/4 ③スーパーバイザー 100 万円 / 人 正社員 50 万円 / 人 パート 30 万円 / 人 ④人材確保に要した経費の 1/2 ※①～④の合計が 1 会計年度 2,000 万円を限度額とする
室戸市役所産業振興課 TEL 0887-22-5116 MAIL : mr-010900@city.muroto.lg.jp https://www.city.muroto.kochi.jp/		
南国市	●南国市コールセンター等設置奨励金交付要綱（インターネットで閲覧可能です）	
	対象事業：コールセンター、バックオフィス、コンテンツ産業等 ※事業ごとに新規常用雇用者数の要件有。 対象経費：①人材育成費用（研修費など） ②新規雇用者の給与（南国市民等の要件有） ③人材確保に係る費用 ④土地家屋賃借料	①対象経費の 1/2 ②正規社員 90 万円、非正規社員 60 万円、パートタイム労働者 30 万円 上記のうち、子育て世帯や障害者の場合は、さらに 10 万円 非正規社員やパートタイム労働者から正規社員に登用された場合、非正規社員は 30 万円、パートタイム労働者は 60 万円の追加助成あり ③対象経費の 1/2 ④賃借料の 1/2（限度額は最大 1,500 万円） ※助成期間は最大 5 年間。交付限度額は最大 4,000 万円。
南国市役所商工観光課 TEL 088-880-6560 MAIL : n-kigyuu@city.nankoku.lg.jp http://www.city.nankoku.lg.jp		

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
福岡県	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●福岡県企業立地促進交付金	
福岡市	【コンタクトセンター 交付要件】 以下要件を両方満たすこと ①設備投資額 3 千万円（1 千万円）以上（土地を除く。） または設備機器年間賃借料 6 百万円（2 百万円）以上 ②県民の新規雇用 50 人（10 人）以上 () 内の数字は政令市（福岡市、北九州市）以外の場合	○交付内容 ①設備投資額（用地取得費を除く）の 2% ②業務施設・設備機器の年間賃借額の 1/2 ③社宅の取得・改修費の 2% ④社宅の年間賃借額の 1/2 ⑤新規に常用雇用した県民 1 名あたり 30 万円 上記①～⑤の合計に市町村の財政力指数に応じた交付率を乗じる 限度額：1 億円 ③、④は社宅 5 戸（中小企業者 3 戸）以上取得若しくは改修又は賃借する場合 ※対象設備や期間等については要相談
	福岡県商工部企業立地課企業誘致係 TEL 092-643-3441 https://www.kigyorichi.pref.fukuoka.lg.jp/	
福岡市	●福岡市立地交付金	
	【コールセンター求む!!!】 福岡市は市内へコールセンターを新設する企業をサポートします！ 詳しくは、職員お手製のホームページをご覧ください。必見です！ 福岡市経済観光文化局企業誘致課 TEL 092-711-4849 / 福岡市総務企画局東京事務所 TEL 03-3261-9712 ホームページは【福岡市 コールセンター 企業立地】で検索！ お気軽にご連絡ください！	○オフィス賃借料への助成 最大 5,000 万円 ○雇用への助成 最大 5,000 万円（最大 50 万円/人） その他オフィス探しサポート等行っています！
北九州市	●北九州市オフィス立地促進補助金	
	・市内オフィスビルに事業所を新たに開設する企業 【対象業種】 コンタクトセンター他	【助成内容】 ・立地後 2 年間の年間賃借料（共益費含む）の 1/2 ・立地後 2 年間の新規常用雇用者 1 人あたり 20 万円（短時間労働者は 10 万円） ・「新しい働き方を実現するオフィス」への改修費用の 1/2 資金面でのご支援の他、オフィス物件探し、人材確保など様々な支援メニューで企業活動をサポートしております！ 各詳細につきましては、是非お問い合わせください。
久留米市	●久留米市産業振興奨励金（コールセンター・バックオフィス奨励金）	
	【対象業種】 コールセンター・バックオフィス 【交付要件】 ・中心市街地または久留米オフィス・アルカディアに業務施設を新設すること ・常時従業者数 20 人（中小企業等は 5 人）以上、かつ市民の新規雇用者数 5 人以上	①オフィス賃借料等の 50%を 3 年度間助成 年間最大 500 万円 3 年度間最大 1,500 万円 ②オフィス設置等費用の 50%を 3 年度間助成 年間最大 800 万円 3 年度間総額 2,000 万円 ③市民の新規雇用への助成 事業開始から 1 年以内の新規雇用、かつ 1 年以上の継続雇用が認められた者 正社員× 30 万円（非正社員：15 万円） 限度額なし（雇用保険の加入が必要）
	久留米市商工観光労働部企業誘致推進課 TEL 0942-30-9135 MAIL : kigy@city.kurume.lg.jp https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2050yuuchi/3020yuuguuseido/2015-0416-1038-187.html	

久留米で興す、久留米で創る。



コールセンター・バックオフィスの進出を応援します

賃借料/共益費

年間最大
500 万円

〔3年度間で
最大1,500万円〕

設備取得・工事費

年間最大
800 万円

〔3年度間で
最大2,000万円〕

市民の正社員雇用

30 万円/人

〔限度額なし
非正社員は15万円〕

常時従業者数20人以上で、市民の新規雇用者数5人以上など要件があります

久留米市 商工観光労働部 企業誘致推進課 ☎ 0942-30-9135 ☎ 0942-30-9707 ✉ kigy@city.kurume.lg.jp

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
長崎県	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●オフィス系企業誘致事業補助金	
	立地協定を締結のうえ県内に事業所の新設等を行い、下記業務を単独若しくは複合的に行う企業及びこれらの企業のためにビルを整備する企業 ①高度専門業務（雇用 5 人以上） ②ミドルオフィス業務（雇用 5 人以上） ③バックオフィス業務（雇用 50 人以上）	①通信費の 1/2 ②賃借料の 1/2 ③雇用 1 人当たり 30 万円 ※高度専門業務に該当する場合は 100 万円 ④設備投資額の 1/10 以内（3 年以内に支出した経費） ⑤専門誌への掲載など求人情報提供のために要した経費の 1/2 ⑥有料職業紹介事業者への手数料など高度人材を採用するために要した経費の 3/4 ⑦ワーケーションの実施に要した経費の 1/2 ⑧立地企業が自社ビルを建設する場合は施設整備額に雇用人数に応じた補助率を乗じた額以内（5%～20%）※①～⑧には各限度額あり。
	長崎県産業労働部企業振興課 TEL 095-895-2657 （公財）長崎県産業振興財団 企業誘致推進本部 TEL 095-820-8890 https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin/kigyoricchi	
長崎市	●長崎市企業立地奨励条例	
	○対象事業者 ①法人税の申告を 3 年度以上実施している法人又はその連結子会社 ②国内外で 5 事業年度以上事業活動を行っている外国法人 ③上記②の法人に財務及び事業の方針を支配されている法人 ④内国法人及びその連結子会社からなる 2 以上の法人で構成されている企業グループ ○要件 ①建物建設：投下固定資産総額、雇用人数 ②建物借上：雇用人数	①建物建設の場合 施設等整備奨励金…投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価額のいずれか低い額に 15%を乗じた額 ※5 年で分割 ②建物借上の場合 建物等賃借奨励金…建物等賃借費用（共益費、消費税を除く）× 50%（上限 1 万円/坪）※最大 3 年間 ①②とも 雇用奨励金…正規 50 万円/人、非正規 30 万円/人、短時間 15 万円/人（障害者加算あり）※最大 3 年間 総限度額 合計 10 億円
	長崎市経済産業部新産業推進課 TEL 095-829-1273 https://www.city.nagasaki.lg.jp/jigyo/360000/363000/p008925.html	
佐世保市	●佐世保市企業立地促進条例（新設：5 年間）	
	【対象要件】 ①大企業：投下固定資産額 2,000 万円以上、対象施設における新規常用雇用者 20 人以上 ②中小企業：投下固定資産額 2,000 万円以上、対象施設における新規常用雇用者 10 人以上 ※長崎県と佐世保市と立地協定を締結した事業者所は、投下固定資産額の要件が「なし」、新規常用雇用者数の要件が「5 人以上」に緩和。 【交付期間】 5 年間 ※期間内に要件達成が必要	①土地取得奨励金：固定資産税評価額、取得価格の低い額の 1/3～1/2（限度額：6 億円） ②土地等賃借奨励金：土地・建物賃借料の 1/2、5 年間（限度額：2,000 万円/年、総額 1 億円） ③立地奨励金：固定資産税（土地・家屋・償却資産）相当額、5 年間（限度額：3 億円） ④雇用奨励金：新規雇用者 50 万円/人、短時間労働者 15 万円/人 ※新卒者又は UJI ターン者には更に 10 万円加算（限度額：2 億円）
	佐世保市経済部企業立地推進室 TEL 0956-25-9638（直通） https://www.city.sasebo.lg.jp/keizai/kigyoyou/ritchishore.html	
島原市	●島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例	
	【新設・改修】投下固定資産 2,500 万円以上・新規雇用 5 人以上 / 【増設・移設】投下固定資産 1,000 万円以上・新規雇用 1 人以上	【立地奨励金】固定資産税相当額の奨励金（3 年間） 【施設整備奨励金】固定資産投下額（土地代除く）× 5～10%（雇用数による）の補助 限度額：1 億円（改修は 2,000 万円） 【土地家屋賃借奨励金】土地家屋の賃借料× 25%（3 年間）限度額：1,000 万円/年（3 年間 3,000 万円）○雇用奨励金 新規雇用 1 人あたり正規雇用者 50 万円 短時間労働者 25 万円の奨励金 限度額：5,000 万円
	島原市商工観光部商工振興課 TEL 0957-63-1111 https://www.city.shimabara.lg.jp/hpkiji/pub/List.aspx?c_id=3&class_set_id=1&class_id=352	
諫早市	●諫早市工場等設置奨励制度	
	①企業誘致促進地区における課税免除 対象要件 1) 企業誘致促進地区（諫早中核工業団地外 5 ヶ所） 2) 減価償却資産取得価額 3,000 万円超 ②奨励金 対象要件 1) 企業誘致促進地区及び鳥獣保護区特別地区以外 2) 減価償却資産取得価額 3,000 万円超かつ 新規雇用者 5 人以上（市内立地後 5 年以上の場合）、または新規雇用者 10 人以上（市内立地後 5 年未満の場合） ③小長井（旧小長井町）地域における課税免除 対象要件 投下固定資産額 500 万円以上	①土地、家屋、償却資産（機械・装置のみ）にかかる固定資産税の課税免除（3 年間） 1) 新設・増設：全額課税免除（限度額なし） 2) 既存設備の更新：75%課税、25%課税免除（限度額なし） ②土地、家屋、償却資産（機械・装置のみ）にかかる固定資産税相当額を奨励金として交付（3 年間）限度額 2,500 万円/年度 ③土地、家屋、償却資産（機械・装置のみ）にかかる固定資産税の課税免除（3 年間、限度額なし）
	諫早市経済交流部企業誘致課 TEL 0957-22-2649（直通）	
大村市	●大村市企業立地奨励補助金	
	①施設等整備奨励補助金：投下固定資産総額 1000 万円以上（土地代を除く）で新規地元雇用者 5 人以上 ※1 年間の雇用実績要 ②雇用奨励補助金：新規地元雇用者 10 人以上（但しコールセンターは 20 人以上）※1 年間の雇用実績要	①投下固定資産総額（土地代を除く）の 10% 雇用者数による限度額 雇用者数 5 人～9 人最高 500 万円/雇用者数 10 人以上最高 1000 万円 ②1 人につき 25 万円（正社員）（正社員以外 10 万円） 限度額 1000 万円
	大村市産業振興部企業誘致課 TEL 0957-53-5905	
平戸市	●平戸市企業立地奨励制度	
	①雇用促進奨励金 ②土地等賃借奨励金 ③用地取得奨励金 ④工場等施設整備奨励金 ①④の共通要件が 3 段階 ・新規雇用者 10 人以上（うち正社員の市民 5 人以上） ・新規雇用者 5 人以上（うち正社員の市民 3 人以上） ・新規雇用者 2 人以上（うち正社員の市民 1 人以上） ②③の共通要件 ・新規雇用者 10 人以上（うち正社員の市民 5 人以上） ※①②③④1 年間の雇用実績要	①対象要件が 3 段階あり、段階に応じて正社員の市民 1 人につき 30 万円、20 万円、10 万円。交付期間 5 年間。限度額 3,000 万円。 ②土地、事務所の賃借料の 2/3。交付期間 3 年間。限度額 300 万円/年。 ③用地取得価格の 1/2。限度額 1 億円。 ④用地取得費を除く工場等の整備費の 1/5 で、対象要件が 3 段階あり、段階に応じて、限度額 1 億円、3 千万円、1 千万円。
	平戸市企業立地推進室 TEL 0950-22-9142 https://www.city.hirado.nagasaki.jp/kurashi/industry/syokou/ricchi/2022-0609-1335-118.html	

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
松浦市	●松浦市企業立地奨励金（情報処理産業奨励金）	
	対象要件 コールセンター、データセンター等の情報処理を行う施設を市内に新設する者で、操業開始から3年以内に市内在住の新規雇用者が20名以上 松浦市地域経済活性化課 TEL 0956-72-1111	①雇用奨励金：市内在住者の年間平均雇用者数×50万円（2年目3年目は純増分） 限度額：3年間で3,000万円
対馬市	●情報処理サービス業の支援制度	
	対象要件 新規常用雇用者 25名以上	奨励措置 ①雇用奨励金 事業を開始したと認めた日から引き続き1年以上雇用されている新規常用雇用者に1回限り（2年目、3年目は、対前年比純増加人数分対象）正社員 20万円/人、パートタイマー等 10万円 限度額：1,000万円 ②事務所賃賃料奨励金 実支出額の1/5以内（3ヶ年） ③設備整備奨励金 改修費の実支出額の1/5以内（1回限り）
吉岐市	●吉岐市企業立地促進事業	
	業種：コールセンター業・情報サービス業・インターネット付随サービス業他 要件：①中小企業法第2条に規定する会社：新設等から1年以内に、新規雇用者等を15人以上雇用 ②中小企業・小規模企業者：新設等から1年以内に、新規雇用者等を5人以上雇用 吉岐市商工振興課 TEL 0920-44-5009	①人材育成奨励費：月額2万/人（3年間、限度額1,500万円） ②事業所賃賃料：賃賃料の1/2（3年間、限度額月20万円） ③設備補助：改築費5,000円/㎡と実額の少ない方 減価償却の対象となる備品の購入額×15/100、3年間 ※限度額①～③の合計額：3年間総額3,000万円以内 ④住居賃賃料：1/2助成（1年間、月額5万円限度、上限120万円） ⑤社用車リース料：1/2助成（1台、月額1万円、3年間限度）
五島市	●五島市企業立地及び雇用促進条例	
	対象要件 1) 新規雇用者5人以上（うち正規雇用者3人以上） 五島市商工雇用政策課 TEL 0959-72-7862	①固定資産税課税免除又は固定資産税相当額の助成金（3年間） ②新規雇用1人につき次の金額を3年間交付（限度額2,000万円）・正規雇用50万円、非正規雇用25万円、新卒正規雇用60万円、新卒非正規雇用30万円
西海市	●西海市企業立地奨励条例	
	○対象事業者 施設（工場等以外）を新設し、当該施設における従業員が10人以上（中小企業の場合5人以上）○奨励金①雇用奨励金：西海市に1年以上住所を有し、かつ、引き続き雇用されていること。②用地取得奨励金：家屋又は償却資産の合計取得費用が1億円以上かつ用地取得面積が1ha以上。③施設整備奨励金：家屋又は償却資産の合計取得費用が1億円以上かつ用地取得面積が1ha以上。④土地等賃賃料奨励金：新規雇用10人以上、うち従業員5人以上。※宿泊業、情報通信業又はコールセンター業を営む施設を新設する場合は、②③は合計取得費用1億円以上。○その他優遇処置⑤普通財産の貸付料の減額⑥固定資産税の課税免除 西海市新産業推進課 TEL 0959-37-0076 https://www.city.saikai.nagasaki.jp	①雇用奨励金：新規従業員50万/人・短時間25万/人 限度額2,000万円。②用地取得奨励金：用地取得費用の1/2。限度額5,000万円。③施設整備奨励金：家屋又は償却資産の取得に要した費用に従業員数により補助率を乗じた額。限度額5,000万円。④土地等賃賃料奨励金：賃賃料の2/3で、12か月ごとに300万円。指定を受けた日から3年間。⑤普通財産の貸付料の減額：指定を受けた日から3年間貸付料を減額。⑥固定資産税の課税免除：指定を受けた日以降に課税される年度以降3年間固定資産税を課さない。
雲仙市	●雲仙市工場等設置奨励制度	
	①工場等施設整備奨励金：土地代を除く投下固定資産総額5,000万円かつ新規雇用者5人以上 ②雇用奨励金：土地代を除く投下固定資産総額1億円かつ新規雇用者10人以上 又は新規雇用者20人以上 ③固定資産税の課税免除：取得価格500万円以上 他 雲仙市企業誘致推進室 TEL 0957-47-7837 http://www.city.unzen.nagasaki.jp/info/prev.asp?fol_id=17043	①投下固定資産総額×5～10% 限度額2億円（3年間の段階支給） ②市内在住新規雇用者数×20万円 限度額5,000万円（1人1回のみ） ③限度額無し（3年間）
南島原市	●南島原市企業等設置奨励条例	
	対象要件（情報通信業） 1) 投下固定資産額 300万円以上 2) 新規雇用者（市内外問わず）3人以上 南島原市地域振興部商工観光課 TEL 0957-73-6633	①企業等施設奨励金：投下固定資産総額（リースを除く）の6%～15%（3年間で3億円限度） ②通信費奨励金：事業の用に供する通信費の25%（3年間で1,000万円限度） ③賃賃料等奨励金：不動産、動産賃賃料の25%（3年間で4,000万円限度） ④雇用奨励金：新規雇用者（市内在住者）×50万円（1人あたり1回、3年間で5,000万円限度） ⑤立地奨励金：投下固定資産に係る固定資産税相当額を3年間
新上五島町	●新上五島町情報通信関連企業立地促進補助金	
	対象要件 1) 新規雇用者及び派遣社員 25人以上 新上五島町みらい戦略課 TEL 0959-53-1130	①人件費：15万円/人 限度額：1,000万円（3年間）
長与町	●長与町工場等設置奨励条例	
	対象要件 1) 投下固定資産額 2500万円以上 2) 新規雇用者（町民）10人以上 長与町役場産業振興課 TEL 095-883-1111	①固定資産税相当額を奨励金として交付（3年間） ※事業に要する部分のみ
佐々町	●佐々町工場設置奨励条例	
	対象要件 ①投下固定資産額1億円以上、従業員数が15名以上の工場の新設 ②増加部分の投下固定資産総額が2500万円以上、増加部分の事業のため増加する従業員が10名以上の工場の増設 佐々町役場 企画商工課 TEL 0956-62-2101	該当工場等の固定資産税を3年間免除

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
熊本県	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●熊本県産業支援サービス業等立地促進補助金	
熊本県	【対象企業】 広域的業務拠点施設又は産業支援サービス業務施設を県内に新設又は増設する県外企業で県又は市町村との間に立地協定を締結する企業	①投資額・投下リース資産額：投資額等の合計×10% ②賃借料：事業所の年間賃借額×1/2（4年間） ③通信料：専用通信回線の年間使用料×1/2（4年間） ④雇用：新規雇用者数×20万円（非正規社員は10万円、3年間） 補助限度額：5億円 【詳細はお尋ねください】
	【補助要件】 県民の新規雇用者数：50人以上（人口減少市町村に立地する場合は5人以上） 熊本県商工労働部産業振興局企業立地課 TEL 096-333-2328 【企業立地ガイド KUMAMOTO】 https://www.kumamoto-investment.jp/kiji00319/index.html	
熊本市	●熊本市企業立地促進条例に基づく補助制度	
	対象：熊本市内に事業所を新設・増設する企業 条件：常用従業員の増加 本市内の対象施設における床面積の増加（賃借の場合） ①事務センター、情報処理・提供サービス業 30人以上 ②コールセンター 50人以上 ③上記以外 5人以上 ※①②の増設の場合は20人以上 熊本市企業立地推進課 TEL 096-328-2386 https://www.city.kumamoto.jp/kiji00355849/index.html	【賃料】 賃料×1/2を3年間分（限度額6,000万円） 【雇用】 新規等常用従業員一人当たり①正社員80万円、②転換正社員40万円、③正社員以外10万円 【その他】 クラウドサービス利用に係る経費×1/3を3年間分（限度額1,000万円） ※条件や補助額についての詳細は、下記までお問い合わせください。
八代市	●八代市情報通信関連等事業所立地促進補助金	
	【対象】 下記(1)(2)に該当する事業所 (1) 日本標準産業分類に掲げる情報通信業 等 (2) 投下固定資産額100万円以上かつ新規市民雇用者数3人以上	①投下固定資産額の合計×1/3 ②事業所の年間賃借料及び投下リース資産額×1/2(3年間) ③専用通信回線等使用料×1/2(3年間) ④新規雇用者数(正規雇用者)×30万円(3年間) 新規雇用者数(非正規雇用者)×15万円(3年間) ※各年度、純増者のみが対象 熊本県の補助制度と併用可！ 詳細は、お気軽にお問い合わせください！
人吉市	●人吉市産業支援サービス業等立地促進補助金制度	
	・対象：市内にコールセンターや事務センター、IT等情報処理提供サービス業を新設又は増設する企業 ・市民の新規雇用者数：5人以上 ・立地協定：熊本県との間に立地協定を締結するもの又は県が立会人となり市と立地協定を締結するもの ・操業開始：立地協定から3年以内（新設の場合5年以内）に操業開始 人吉市商工観光課 TEL 0966-22-2111（内線2132）	①投下固定資産額及び投下リース資産額の合計×1/3 ②新規雇用者数×20万円（正社員）・10万円（非正規社員） ※操業から3年間
荒尾市	●荒尾市いきいき産業立地促進補助金	
	①用地取得費と投下固定資産額の合計額が1千万円以上 ②新規雇用者数3人以上	①用地取得費の25% ②投下固定資産額の10% 賃貸料の50%※4年間 通信回線使用料の50%※4年間 ③市内在住の新規雇用者1人当たり30万円（雇用保険非加入者は15万円） 【限度額】 ①…1億3千万円 ②…③との合算で3千万円 ③…1千万円
水俣市	●水俣市企業立地促進条例等による奨励措置及び立地促進補助金	
	①情報の処理や情報提供及び通信に係るサービス業関連施設（コールセンターを含む。）で投下固定資産総額1,000万円以上の新設・増設 ②①の業種で投下固定資産総額1億円（中小企業の場合5,000万円）以上かつ新規雇用者10人以上（中小企業の場合5人以上）等の要件を満たす場合 水俣市経済観光戦略課 TEL 0966-61-1628	①該当の場合：3年間固定資産税課税免除、雇用促進奨励金1人あたり10万円支給 ②該当の場合：用地の購入価格若しくは用地の年間賃借料又は建物その他有形償却資産の購入価格若しくは年間賃借料から他の補助金を除いた額のうちいずれか高い方に3分の1を乗じて得た額（限度額5,000万円、新規雇用者数10人未満の場合は2,500万円）
玉名市	●玉名市企業立地促進条例に基づく奨励措置	
	下記全てに該当のソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、コールセンター業 ▼土地を除く投下固定資産総額1千万円（増設500万円）以上 ▼新規雇用者3人（増設1人）以上 ▼工事等着手前に市と立地協定を締結し5年以内（増設3年以内）に計画完了 玉名市商工政策課企業立地推進室 TEL 0968-71-2065	▼雇用奨励金…市内居住の新規雇用者数に応じ交付、障がい者又は女性の雇用で加算 ▼オフィス賃貸料補助金…3年間賃貸料の50%、各年度上限100万円 ▼通信回線使用料奨励金…3年間使用料の50%、各年度上限100万円 その他用地取得や固定資産税についての優遇措置もあります。詳細はお問い合わせください！ (玉名市企業立地ガイド「トライある玉名」) https://trialtamana.jp/
天草市	●天草市サテライトオフィス推進事業補助金	
	【対象企業】 市外に本社機能を有する企業で、立地協定締結後3年以内に本市で操業を開始したもの。	①改修費補助金：補助対象経費の1/2以内、100万円上限（御所浦地域は、2/3以内、150万円上限） ②賃貸料補助金：賃貸借契約金額の1/2以内、90万円上限、1年間。（操業開始日から3年経過する日までに1名以上雇用した場合は3年間） ③雇用奨励金：1人あたり20万円。 ④インターネット回線引き込み工事費：定額、上限10万円 【詳細はお尋ねください】 天草市経済部産業政策課 TEL 0969-32-6786 https://www.city.amakusa.kumamoto.jp/kiji0034427/index.html

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
山鹿市	●山鹿市工場等設置奨励条例	
	①過疎地域、情報サービス業等、取得価格 500 万円以上 ②促進区域、地域経済牽引事業計画の熊本県の承認を受けた事業（情報通信関連分野）、取得価格 1 億円超 ③市全域、情報処理サービス業・インターネット付随サービス業その他類する業、新設：取得価格 5,000 万円超・増設：取得価格 3,000 万円超 山鹿市商工観光部企業誘致課 TEL 0968-41-5643 https://www.city.yamaga.kumamoto.jp/kiji0031246/index.html	①② 3 年間固定資産税課税免除 ③固定資産税 1 年目 100%・2 年目 80%・3 年目 60% 支払相当額奨励金支給 ①～③市内に住所を新たに雇用し操業開始から 1 年以上常雇用した場合は雇用奨励金 1 人当たり 30 万円支給 ①～③取得後 1 年以内に家屋建設着手した土地がある場合は用地取得奨励金支給（市有財産：取得価格の 5 割、市有財産以外：取得価格の 3 割、限度額 5,000 万円）
宇土市	●【A】宇土市企業振興促進条例 及び 【B】宇土市企業立地特別奨励金条例	
	【A】①投下固定資産総額 3 億円以上 新規雇用者 5 人以上 ②投下固定資産総額 1 千万円以上 新規雇用者新設 5 人以上増設 3 人以上 ③投下固定資産 500 万円以上 【B】用地取得面積 2 km ² 以上 操業開始 3 年以内 投下固定資産総額 5 億円以上 【B】の奨励金については、詳細な条件がありますので、下記の窓口にご確認ください。 宇土市商工観光課商工振興係 TEL 0964-22-1111 宇土市企業立地ガイド https://uto-kaihatsu.jp/	【A】①課税免除：固定資産税 6 年間 ②企業立地奨励金：固定資産税 3 年間 ③不均一課税：固定資産税不均一課税 3 年間 ●研修経費補助金 1 / 2 ●雇用促進奨励金 30 万円 【B】●設備投資促進奨励金：投下固定資産総額により 5 億円以上の投資額に対して 7 千万円～3 億円を交付 ●他に賃借奨励金、給水加入奨励金有
上天草市	●ナメ上ノ上天草市！【上天草市企業立地及び雇用促進条例】	
	【適用条件】 情報サービス業・インターネット付随サービス業 ①投下固定資産総額 3,000 万円以上 ②新規雇用者 10 人以上 上天草市観光おもてなし課産業振興係 TEL 0964-26-5531 https://www.city.kamiamakusa.kumamoto.jp/	補助限度額 500 万円（事業開始後 4 年以内・以下より選択） ○進出基盤整備促進措置 ①土地造成費助成②用地取得助成 ③建物・償却資産取得助成※固定資産税免除が助成を何れか選択 ○地域定着促進措置 ④賃借助成（3 年間） ⑤新規雇用助成⑥人材育成研修助成（3 年間） ⑦地域貢献助成 【詳細はお問い合わせください】
宇城市	●宇城市産業支援サービス業等立地促進補助金	
	・対象：オフィス（IT 企業やコールセンター、バックオフィス等） ・要件：① 100 万円以上の固定資産・リース資産の投資 ② 3 人以上の新規雇用 宇城市地域振興課 TEL 0964-32-1906	①オフィス改修費・什器の購入・リース：1/3 補助 ②新規雇用× 10 万円（3 年間） ③賃料：1/2 補助（3 年間）
美里町	●美里町企業立地促進条例	
	【新設】 ・投下固定資産総額 2,000 万円超 ・新規雇用者 5 人以上（町内に住所を有するもの） 【増設】 ・新たな投下固定資産総額 1,000 万円超 ・新規雇用者 3 人以上（町内に住所を有するもの） 美里町美しい里創生課 TEL 0964-47-1111	①固定資産税の課税免除 固定資産税が課されることとなった年度以降 3 年度 ②雇用奨励金 町内に住所を有する者を継続して 1 年以上常時雇用した場合 ・常時正社員として雇用された新規雇用者一人当たり 50 万円 ・常時正社員として雇用された者以外の新規雇用者一人当たり 25 万円 ③企業用地取得奨励金 家屋敷地部分に係る土地の価格× 50/100 ※上限額：5,000 万円 用地の賃借経費× 50/100 ※上限額：月額 20 万円、最大 36 月
大津町	●大津町産業支援サービス業等立地促進補助金	
	【対象】 町内に産業支援サービス業等に係る事業所を開設する企業 【要件】 投資額：100 万円以上（建物・設備） 新規雇用：3 人以上 大津町企業振興課 TEL 096-293-5775 https://www.town.ozu.kumamoto.jp/page/1534.html	【設備投資】投下固定資産額及び投下リース資産額の合計× 10%（限度額 100 万円） 【賃借料】年間賃借料× 1/2（3 年間） 【通信料】専用通信回線等使用料及びクラウドサービス利用料× 1/2（3 年間）※賃借料及び通信料は限度額 100 万円 / 年 【雇用】本社等正規社員配置× 20 万円、正社員新規雇用者数× 10 万円、非正規新規雇用者数× 5 万円（4 年間）（限度額 150 万円 / 年）※町内に住所を有する常用従業員
南阿蘇村	●南阿蘇村サテライトオフィス等誘致事業補助金	
	【対象】 村有施設等に事業所を開設し操業する企業で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 ①村内に住所を有する従業員を 1 人以上雇用 ②税の滞納がない ※詳しくは、下記にお問い合わせください。 南阿蘇村企画観光課 TEL 0967-67-1112	【補助限度額】 200 万円とし、雇用補助及び新たに設置するサテライトオフィス等に係る費用の合計額とする。 ①雇用補助：常時雇用従業員 1 人につき 10 万円。村内に住所を有する者を新たに雇用した場合は 1 人につき 30 万円。常時雇用従業員のうち村内に転入した場合は 1 人につき 50 万円 ②新たに設置するサテライトオフィス等に係る費用：補助対象経費（建物内の改修、通信回線の整備費用等）の 2 分の 1 に相当する額以内。
益城町	●益城町産業支援サービス業等立地促進補助金	
	【対象】 町内にインターネット関連サービス業やコールセンター、オペレーションセンター等に係る事業所を新設又は増設する企業 【要件】 ①投資額（建物・設備） 100 万円以上 ②新規雇用 3 人以上（町内に住所を有するもの） 益城町産業振興課 TEL 096-289-8307 https://mashiki-kigyoyuuchi.jp/	【助成内容】 ①設備投資補助 1/3（上限 100 万円、初年度のみ） ②雇用補助（上限 200 万円 / 年、最大 3 年間） 正社員新規雇用者数× 20 万円 非正規新規雇用者数× 10 万円 ③賃料等補助 1/2（上限 100 万円 / 年、最大 4 年間）

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
氷川町	氷川町企業立地促進条例に基づく奨励措置	
	町内に工場等を新設又は増設する者 ①工場等の投下固定資産総額が 1,000 万円を超えること。 ②1 年以上引き続いて常時雇用される新規雇用者があり、そのうち町内に住所を有する者が 30%以上であること。 ③公害発生の防止に必要な措置を講じてあり、公害防止に関する法令、その他関係法令に違反していないこと。	①固定資産税奨励金 固定資産税 3 年間分の賦課額を奨励金として交付 ②用地取得補助金 土地取得額の 20%を補助（上限 5,000 万円） ③工場等建設補助金 投下固定資産総額の 10%を補助（上限 5,000 万円） ④雇用奨励金 町内に住所を有する新規雇用者 1 人につき 30 万円の奨励金を交付（上限 600 万円）
	氷川町地域振興課地域振興係 TEL 0965-62-2315 氷川町ホームページ 事業案内ページ https://www.town.hikawa.kumamoto.jp/kiji0033139/index.html	
芦北町	●芦北町サテライトオフィス等誘致事業補助金交付事業	
	◎対象 ・芦北町内の廃校舎、空き家、空き店舗等に IT 系企業がサテライトオフィスを開設し、操業するもので、次の要件すべてに該当する場合 ①本社等から 1 人以上配置、または新規に 1 人以上雇用 ②投資額 100 万円以上 ③立地協定から 3 年以内に操業開始 ※詳しくは、下記にお問い合わせください。 芦北町役場商工観光課 TEL 0966-82-2511（内 172）	◎補助金額（限度額初年度 500 万円 / 年、2 年目以降 200 万円 / 年） ※県産業支援サービス業等立地促進補助金と併用可 ・投資額の 1/3（初年度のみ・上限 300 万円） ・事業所の年間賃借額の 1/2（4 年間） ・事業用専用通信回線の年間使用料の 1/2（4 年間） ・新規雇用者×15 万円/人（3 年間） ※町内雇用の場合は 10 万円上乗せ
	●錦町産業支援サービス業等立地促進補助金制度	
錦町	町内にコールセンター、オペレーションセンター等を新設又は増設する企業で、次の要件のいずれにも該当するもの。 ①新規常用雇用者数 5 人以上 ②町との間で立地協定を締結 ③立地協定から 3 年以内（建物の新設を行う場合は 5 年以内）に操業を開始 錦町企画観光課 TEL 0966-38-4419 https://www.town.kumamoto-nishiki.lg.jp/kiji003689/index.html	【助成内容】 ①投下固定資産額及び投下リース資産額の合計×1/3 の額 ②新規雇用者数×10 万円（操業から 3 年間）の額
	●空き家・空き店舗等活用事業補助金	
	①町内の空き家、空き店舗を活用してサービス業等の創業をし、3 年以上継続して営業を行うもの。 ②町内に住所を有する個人又は法人、もしくは開業日までに住所を有することができる個人又は法人。 ③改修後、年間日数の 2 分の 1 以上営業を行う者。 多良木町産業振興課 TEL 0966-42-1252 https://www.town.taragi.lg.jp/gyousei/soshiki/sangyou/shoukougyoushinkou/syokougyou/3250.html	対象経費 ①内外装工事費 ②建物附属設備工事費 ③看板設置工事費 補助率 補助対象経費の 2 分の 1 補助金額 上限額 1,000,000 円
水上村	●水上村サテライトオフィス等進出支援事業費補助金	
	①村内に事業を新設又は増設する企業で、村との間に進出協定を締結、かつ、進出協定から 3 年以内に操業開始するもの。 ②事業所の開設に伴い新たに雇用するもの 1 名以上	・投下固定資産額・リース資産額合計の 1/2（操業から 1 年間上限 300 万円）・事業所の月の賃借額（初年全額、2～5 年目半額）・事業所の通信回線使用料（初年全額、2～5 年目半額）・年間の新規雇用者数のうち、村内に住所を有する正社員に 50 万円、非正規社員に 25 万円（5 年間）・村外雇用者の村内住宅確保を目的とした空き家改修等費用の合計額の 1/2（5 年間上限 500 万円）・操業前日までの、操業に向けた用務の交通費合計額（初年のみ上限 30 万円）
	水上村地方創生推進課 TEL 0966-44-0312 https://mizukamimura.jp/live/work/#support	
苓北町	●苓北町企業誘致条例	
	町内に工場等を新設又は増設する企業 ①新設：投下固定資産総額が 1,000 万円を超え、かつ、新規雇用者が 3 人以上の工場等 ②増設：新たな固定資産総額が 500 万円を超え、かつ、新規雇用者が 1 人以上の工場等 ※詳しくは、下記にお問い合わせください。 苓北町企画政策課 TEL 0969-35-3334 https://reihoku-kumamoto.jp/kiji003501/index.html	①固定資産税の課税免除：3 箇年 ②工場等建設補助金：投下固定資産総額の 5%（限度額 5,000 万円） ③用地取得補助金：土地の取得価格の 30%（限度額 5,000 万円） ④雇用奨励金：1 人あたり 30 万円（限度額 300 万円） ※詳しくは、下記にお問い合わせください。
	●大分県オフィス系企業誘致促進補助金	
大分県	【補助対象要件】 ・新規地元雇用者数 10 人以上（中核市は 30 人以上） ・BPO、コールセンター業	【補助対象経費及び補助額（①+②+③+④）限度額：2 億 8 千万円】 ①雇用奨励：@ 20 万円（中核市@ 10 万円）×新規雇用者数（3 年間） ②設備投資助成：投下固定資産額×10% 業務システム使用料×10%（3 年間） ③事業開始支援：専用通信回線使用料×1/2（3 年間） オフィス賃料×1/3（3 年間） ④人材育成支援：出張費相当（定額 3 年間）
	大分県 企業立地推進課 TEL 097-506-3246 https://www.ritti-oita.jp/	
	●大分市企業立地促進条例（情報通信関連産業支援助成金）	
大分市	【補助対象要件】 ・コールセンター業、BPO 業 ・新規雇用従業員の数（純増）30 人以上	【補助金額（限度額：2 億 8 千万円（3 年間の合計））】 ・設備投資額×5% ・正規新規雇用者数×50 万円（3 年間） ・非正規新規雇用者数×3 万円（3 年間） ・オフィス賃借料×1/3（3 年間） ・通信回線使用料（従量分）×1/2（3 年間）（限度額：2,100 万円） ・システム使用料×5%（3 年間） ・ファイナンスリースによる物件取得費×5%（3 年間）
	大分市 創業経営支援課 TEL 097-537-7014 MAIL : kisou@city.oita.oita.jp https://www.city.oita.oita.jp/o155/shigotosangyo/kigyoshien/1473930045494.html	

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
別府市	●別府市オフィス系企業誘致促進補助金	
	【補助対象要件】・BPO・コールセンター業 ・新規雇用者10名以上	【補助対象経費及び補助額】①新規地元雇用者（雇用保険被保険者）正規社員×20万円・非正規社員×5万円（3年間）②オフィス賃借料×1/3（3年間）限度額200万円/年 ③土地建物取得費（賃借物件改修費）・投下固定資産額×1/10 限度額200万円 ④業務システム（ASP等）使用料×1/10（3年間）限度額200万円/年 ⑤通信回線使用料（基本分＋従量分）×1/3（3年間）限度額200万円/年
	別府市 産業政策課 TEL 0977-21-1132 FAX 0977-23-0552 MAIL: cin-te@city.bepu.jp	
中津市	●中津市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】《新設》・雇用従業者10人以上（市内在住・転勤者可・短期時間労働者可）《増設》・雇用従業者5人以上（市内在住・転勤者可・短期時間労働者可）	【補助対象経費及び補助額】①新規雇用従業者×20万円（市内在住・短時間労働者可）限度額2,000万円 ②土地及び建物賃借料の1/2 限度額300万円/年（3年間）
	中津市 企業立地・雇用対策課 TEL 0979-62-9045 MAIL: kigyو_koyo@city.nakatsu.jp	
日田市	●日田市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】（新設）・3人以上の新規雇用者を創出。取得日から3年以内に事業所の設置に着工し、5年以内に操業開始。ただし、賃借の場合は契約開始日から2年以内に操業開始。・過去3年度間、公租公課の滞納がないこと。	【補助対象経費及び補助額】①固定資産税不均一課税50/1005年間 ②新規雇用者数×20万円 限度額：2千万 ③設備投資額 土地×20/100 限度額：5千万、家屋及び償却資産×3/100 限度額：5千万 ④土地建物等賃借料×1/2 限度額：500万円/年3年間 ⑤通信回線使用料等×1/3 限度額：100万円/年3年間 ⑥家屋改修費×2/3 限度額：300万円
	日田市 商工観光部 商工労政課 TEL 0973-22-8239 https://www.city.hita.oita.jp/	
佐伯市	●情報通信関連企業立地促進補助金	
	【補助対象要件】・新規雇用2人以上	【補助対象経費及び補助額】①回線使用料と借室料の合計額の2/3（限度額…新規雇用者20人未満：500万円、新規雇用者20人以上1,000万円）※3年間、②新規雇用者数×30万円、③改修費の1/2（限度額…250万円）
	佐伯市 商工振興課（企業誘致係） TEL 0972-22-4597 https://www.city.saiki.oita.jp/kiji0032485/index.html	
津久見市	●津久見市企業立地促進条例（設備投資助成金・雇用促進助成金）	
	市内への事業所の新設や増設を行う事業者で、その設備投資費用や新規雇用従業者の雇用にかかる補助を行います。補助対象要件は事業者の資本金の額等により異なり、設備投資額と用地取得額の合計及び新規雇用従業者数の要件があります。	【補助対象経費及び補助額】①設備投資額×5%×3年間（限度額300万円/年）※用地取得費は対象としない ②新規雇用者数×30万円×3年間（限度額300万円/年）※津久見市企業立地促進条例全体における1事業所あたりの限度額は500万円/年
	津久見市 商工観光・定住推進課（商工観光班） TEL 0972-82-9542 https://www.city.tsukumi.oita.jp/soshiki/6/13406.html	
竹田市	●竹田市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】以下の要件がすべて必要です ・新規雇用者：《新設》3人（情報通信業2人）以上 《増設、移転》1人以上 ・操業開始：用地取得日（賃貸契約日）から3年以内 ・投資額：2,500万円以上（情報通信業1,000万円以上）	①固定資産税の不均一課税3年間 ②新規雇用者×20万円（最大1,000万円）③用地取得費×50%（雇用者数に応じて200万円～3,000万円）④投資額×20%（雇用者数に応じて500万円～2,000万円）⑤環境整備に要する費用×30%（5人未満200万円、5人以上1,000万円）⑥賃借料（土地＋建物）×50%×3年間（年間最大200万円）
	竹田市 財政課 財産活用推進室 TEL 0974-63-4802 MAIL: zaisei@city.taketa.jp https://www.city.taketa.oita.jp/	
豊後高田市	●豊後高田市企業立地促進奨励金	
	【対象要件】・設備投資額と用地取得額の合計が資本金5,000万円以下の場合500万円以上、資本金5,000万円超1億円以下の場合1,000万円以上、資本金1億円超の場合は2,000万円以上 ・新規雇用者3人以上（増設は1人以上）	【補助対象経費及び補助額】①設備投資額×10%（上限3,000万円）②用地取得費×50%（上限3,000万円）③緑地・環境施設整備費×50%（上限1,000万円）④事業所家賃×50%（上限300万円）
	豊後高田市 商工観光課商工労政係 TEL 0978-22-3100	
杵築市	●杵築市コールセンター企業立地促進補助金	
	【補助対象要件】《新設》・新規雇用者10人以上（市内在住） 《増設又は移設》・新規雇用者5人以上（市内在住）	【補助対象経費及び補助額】①新規雇用者の数に30万円を乗じた金額（上限2,100万円） ②最大3年間、事業所賃料の50%を補助。（年間上限300万円）※但し、賃貸している土地及び建物が杵築市の場合は全額を補助金として交付する。
	杵築市 商工観光課商工労政・企業誘致推進室 TEL 0978-62-1808 FAX 0978-63-3833	
宇佐市	●宇佐市 工場等設置促進奨励金。 申請書類の作成もサポートします。	
	【奨励金対象要件】 ・コールセンター業 ・新規雇用者5人以上（増設の場合は1人以上） ・その他投資額要件や各奨励金の上限額等、詳しくはお問合せ下さい。	【補助対象経費及び補助額】①設備投資額の10% ②用地取得額の50% ③新規雇用者数×30万円 ④オフィス賃料の50%×3年間 ⑤従業員の福利厚生施設設置費用の50% など
	宇佐市 商工振興課 企業立地推進室 TEL 0978-27-8167 https://www.city.usa.oita.jp/sougo/soshiki/13/shokoshinko/1/1_1/3031.html	
豊後大野市	●豊後大野市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】・設備投資…5,000万円以上 ・事業所の操業に伴う新規地元雇用者が5人以上 ・土地取得後1年以内に着工、3年以内に運用開始 ・過去3年間、公租公課の滞納がないこと	【補助対象経費及び補助額】①設備投資額（土地・建物、構築物及び機械設備等）の100分の5（上限2,000万円）②人件費 新規雇用者の数に10万円を乗じた額（上限1,000万円）③用地の取得額の100分の5（上限3,000万円）④土地・建物及び償却資産に係る固定資産税額の100分の50を助成（3年間）
	豊後大野市 商工観光課 経済振興係 TEL 0974-22-1127（直通） https://www.bungo-ohno.jp/docs/2018062600036/	

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
由布市	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●由布市企業立地促進条例	
	【補助対象要件】・設備投資額と用地取得額の合計が 2,000 万以上（増設の場合も同額）・新規雇用者 3 人以上（増設は 1 人以上）	【補助対象経費及び補助額】①固定資産税額の 1/2(5 年間) ②設備投資額× 5% (限度額 1,000 万円) ③用地取得費× 5% (限度額 1,000 万円) ④新規雇用者× 20 万円 (限度額 1,000 万円)
	由布市 総合政策課 TEL 097-582-1111	
国東市	●空港のある町、大分県国東市（くにさき）に拠点をつくりませんか？	
	次の業務を行う拠点を設ける場合は国東市が支援します！ 対象業務：コールセンター、バックオフィス、サテライトオフィス 等	・設備投資額の 20%を助成！ ・新規雇用に対して一人当たり 80 万円を助成！ ・オフィス賃貸の場合、家賃を半額補助！ ・空き家も紹介！県下トップクラスの空き家バンク物件数です。 ※要件や詳細等については、ぜひお問い合わせください。
	国東市 観光・地域産業創造課 TEL 0978-72-5183 https://www.city.kunisaki.oita.jp/	
日出町	●日出町企業立地促進条例	
	【補助対象要件】・設備投資額 5,000 万円以上、製造業以外は 2,000 万円以上（増設の場合は 2,000 万円以上）・新規雇用者 5 人以上（増設は 1 人以上）	【補助対象経費及び補助額】①固定資産税の 100 分の 50 を補助（3 年間） ②用地・建物取得費の 100 分の 20 を補助（上限 2,000 万円） ③建物等の賃借料の 100 分の 30 を補助（年度あたり 200 万円が上限、36 月分、合計 600 万円が上限）
	日出町 まちづくり推進課 TEL 0977-73-3158	
九重町	●九重町企業立地促進助成金	
	【補助対象要件】・投資額 5,000 万円以上（増設は 2,500 万円以上）・新規雇用者数 5 名以上（増設は 1 人以上）・土地取得後 1 年以内の着工（増設は 2 年以内）・公害防止措置	【補助対象経費及び補助額】①固定資産税額相当（3 年間、限度額なし） ②新規雇用者数× 10 万円（限度額 500 万円／3 年間） ③用地取得費× 10%（限度額 3,000 万円） ④ケーブルテレビ引込工事費・加入金・使用料の免除（1 回線、工事費、加入金は 1 回、使用料は 3 年間）
	九重町 観光・地域振興課 商工・環境グループ TEL 0973-76-3150 FAX 0973-76-2247	
玖珠町	●玖珠町企業立地促進条例	
	【補助対象要件】・新規雇用者 5 人以上（増設又は移転の場合は 1 人以上）・公害防止措置の実施 対象業務：コールセンター業	【補助対象経費及び補助額】①新規雇用者数× 10 万円（限度額 500 万円／3 年間）
	玖珠町 商工観光政策課 商工労政・企業誘致班 TEL 0973-72-7153 FAX 0973-72-2180 https://www.town.kusu.oita.jp/shigoto_sangyo_kigyo_sogyoshien/1766.html	
宮崎市	●企業立地奨励制度	
	対象要件 6 人以上 特定助成対象雇用者（※ 1 ※ 2 を全て満たす者） ※ 1 就業場所が宮崎市内、雇用保険加入後 1 年以上経過、申請時点で雇用継続 ※ 2 無期雇用者、健康保険加入・標準報酬月額 17 等級以上、厚生年金加入	①立地企業助成金 (1) 特定助成対象雇用者 1 人当たり 50 万円 (2) 助成対象雇用者 1 人当たり 10 万円 ((1) (2) とともに ※ 1 は必須要件。 ※ 2 を 1 つでも満たさない場合は (2) に該当) 限度額：上記 (1) と (2) の合計で 1 億円。 ②オフィス等賃借助成金 賃借料一月分の 1/2 (限度額：100 万円) を 24 カ月分助成。 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	宮崎市観光商工部企業立地推進課誘致推進係 TEL 0985-21-1793 https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/business/location/selling_point/ ※宮崎市の企業誘致のページ	
都城市	●企業立地奨励制度	
	対象要件 新規雇用 5 人以上	①固定資産税 3 年間課税免除 ②雇用奨励金 1 人当たり 30 万円（加算措置あり） 4 年間 ③賃料補助金 年間賃料の 50% 2 年間（雇用 100 人以上は 3 年間） ④通信回線使用料補助金 年間使用料の 80%（県制度併用時は 50%、雇用増加 30 人以上のみ） 3 年間 ⑤施設整備補助金 施設整備費の 25%（雇用増加 30 人以上のみ） ※②～⑤は限度額あり。【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	都城市商工部企業立地課企業立地担当 TEL 0986-23-2753 https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/site/ritti/9585.html	
延岡市	●企業立地促進条例等	
	対象要件 新規雇用者数 2 人以上	①雇用促進奨励金 新規雇用者 1 人当たり 60 万円（新規学卒者・UIJ ターン者採用加算 各 10 万円 / 人） ②通信回線使用料助成金 年間使用料の 80%（3 年間） ③賃料助成金 家賃賃料の 50%（3 年間） 備品賃料の 20%（3 年間） ④施設整備・開設準備助成金 施設改修費 2/3 備品購入費 20% 開設準備費 80% ※その他補助制度等あり。【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	延岡市商工観光文化部工業振興課企業立地係 TEL 0982-22-7035 https://nobeoka-yuchi.jp/	
日南市	●企業立地促進条例	
	対象要件 ①新設・増設：新規雇用 3 人以上	①固定資産税 5 年間課税免除 ②雇用促進奨励金 新規雇用者 20 人以下：1 人当たり 30 万円 新規雇用者 21 人以上：1 人当たり 36 万円 ③企業立地助成金 用地取得費の 1/4 施設整備費総額の 1/2 ④高速通信回線使用料補助金 通信回線年間使用料の 4/5（3 年間） ※その他補助制度等あり。【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	日南市商工政策課新工業団地整備準備室 TEL 0987-27-3336 https://www.city.nichinan.lg.jp/	

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
小林市	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
	●企業立地促進条例 ●企業立地助成制度	
	対象要件 ①新規雇用 2人以上	①固定資産税 3年間課税免除 ②雇用促進助成金 新規雇用 1人当たり 20万円 ③設備投資助成金 固定資産税相当額の 2年間分 ④賃借料助成金 用地・建物賃借料 / 月 (30万限度) × 12月 (3年間) ⑤通信回線使用料助成金 専用通信回線年間使用料の 80% (3年間) ⑥施設整備助成金 施設改修整備費の 50% 最大 1,000万円 (1回限り) ⑦操業支援助成金 新規雇用者の確保又は育成費の 80% (県の制度を併用する場合は 50%) (1回限り) 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
日向市	●企業立地促進条例奨励措置	
	対象要件 ①新規雇用 5人以上 ②投下固定資産総額 5,000万円以上	①固定資産税 3年間課税免除 ②雇用促進奨励金 新規雇用者 1人当たり 20万円 ③オフィス賃借料助成金 賃借料の 50% (5年間) ④通信回線使用料助成金 年間使用料の 80% (3年間) ⑤通信回線設置費助成金 専用通信回線の設置に係る費用 (限度額 10万円、1回限り) ⑥施設整備助成金 改装等に係る費用の 2/3 (限度額 3,000万円) 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	日向市経済戦略部商工港湾課港湾企業立地係 TEL 0982-66-1025 https://www.hyugacity.jp/display.php?clist=1194	
串間市	●企業立地促進条例 ●企業立地促進優遇制度	
	対象要件 ①新設：新規雇用 3人以上 ②増設：新規雇用 2人以上	①固定資産税 3年間課税免除 ②雇用促進助成金 1人 30万円 ③用地取得費補助 取得費の 30% ④施設整備費補助 整備費の 50% ⑤オフィス等賃借料補助 限度額 20万円 / 月 (3年間) ⑥専用通信回線使用料助成金 専用通信回線使用料の 80% (3年間) ⑦専用通信回線設置助成金 限度額 10万円 ※その他補助制度等あり。 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	串間市商工観光スポーツランド推進課商工係 TEL 0987-55-1127 https://www.city.kushima.lg.jp/main/business/cat4/cat2808/post-90.html	
西都市	●企業立地奨励制度	
	対象要件 ①新設：新規雇用及び転勤者 3人以上 ②増設・移設：雇用増加 5人以上	①固定資産税 3年間課税免除 ②雇用奨励金 1人 40万円 (加算措置あり) ③人材採用支援助成金 採用費用の 50% ④企業立地助成金 償却資産取得費の 10% ⑤オフィス改装助成金 改修費用の 2/3 ⑥工場等関連施設整備助成金 整備費の 50% ⑦オフィス賃借料助成金 賃借料の 50% (3年間) ⑧通信回線使用料助成金 使用料の 80% (3年間) 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	西都市商工観光課産業振興係 TEL 0983-43-3421 https://www.city.saito.lg.jp/sangyo/0401_1703310000000001.html	
えびの市	●企業立地促進条例奨励措置	
	対象要件 ①新設：新規雇用 5人以上 ②増設：新規雇用 3人以上	①固定資産税相当額を 3年間交付 ②新規市内雇用 1人あたり 20万円 (障がい者：30万円) ③用地取得費の 30% ④工場等建設費の 30% ⑤関連施設整備費の 50% ⑥年間通信回線使用料の 50% ⑦工場等賃借料の 30% (3年間) ⑧アパート等賃借料一戸につき年間 12万円 その他補助制度等あり。【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	えびの市企業立地課立地推進係 TEL 0984-35-3727 https://www.city.ebino.lg.jp/soshiki/kigyoritchi/1/1/1/662.html	
都農町	●企業立地促進条例	
	対象要件 ①投下固定資産総額 600万以上 ②新規雇用 3人以上	①固定資産税 3年間免除 ②新規雇用 1人あたり 30万円 3年間 ③工場等立地促進奨励金 投下固定資産の 50% (上限 5,000万) ④工場等用地及び施設賃借料助成金 用地又は建物等の賃借料の 50% 12月 (上限 100万)
	都農町企画課企画政策係 TEL 0983-25-5711 https://www.town.tsuno.lg.jp/article?articleId=602f7303aaa0ff0043fc5a6c	
川南町	●企業立地促進奨励措置	
	対象要件 ○基本要件 新規雇用 3人以上 (うち町内居住者 2人以上) ○④は基本要件 + 1,000㎡以上の土地を取得した事業者	①固定資産税の課税免除 (3年間) ②新規町内雇用 1人当たり 30万円 ③空き施設等利活用助成 費用の 1/2 ④用地取得価格の 1/2 ⑤関連施設整備経費の 1/2 ⑥用地及び施設賃借料の 1/2 (3年間) ⑦専用通信回線使用料の 1/2 (3年間) ⑧専用通信回線設置費助成 10万円 ②～⑧は限度額あり。 【詳細は下記連絡先までお問い合わせください】
	川南町産業推進課商工水産係 TEL 0983-27-8011 https://www.town.kawaminami.miyazaki.jp/soshiki/7/1457.html	
鹿児島市	●鹿児島市企業立地促進補助金	
	インバウンドコールセンターの新増設を行う企業で、次の要件に該当するもの (1) 新規雇用者 30人以上 (2) 新規雇用者の人数要件は、かごしま連携中枢都市圏構成 4市の市民 (半数以上は鹿児島市民) (3) 鹿児島市と立地協定を締結すること	①新規雇用者数 × 最大 50万円 (障害者 100万円) (3年間) ②設備投資額 × 2% (初年度のみ) ③固定資産税等の納税額 × 50% (3年間) ④オフィス賃借料 × 50% (3年間) ⑤通信回線使用料 × 50% (3年間) ⑥テレワーク導入関連費用 × 50% (初年度のみ) 限度額：総額 3億円 (3年間通算) 【その他の助成制度はお問い合わせください】
	鹿児島市産業局産業振興部産業創出課企業立地係 TEL 099-216-1314 https://www.city.kagoshima.lg.jp/rich/index.html	

当協会の会員専用ページでは、今号に掲載した「地方自治体のコールセンター誘致助成制度一覧」のエクセルデータを会員限定で公開しています。閲覧には「ユーザー名」と「パスワード」が必要です。ご希望の会員は事務局までお問い合わせください。

【会員専用ページ】 https://ccaj.or.jp/member_top.html

自治体	●事業名（期間）または アピールポイント	
	【対象要件】	【助成内容／限度額】
	【連絡先】 お問い合わせ先 関連サイト	
薩摩川内市	●薩摩川内市企業立地支援補助金●原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（随時、相談受付中）	
	薩摩川内市で、新たな業務拠点を設けて事業を実施する企業への補助があります！ 対象業種：情報サービス業（インバウンドコールセンター含む）等 ※新規雇用者や操業開始までの期限要件有。	薩摩川内市のセールスポイント 1. 最長 8 年間約 40%の電気料金の補助制度有！ 2. 用地の取得、施設設備の取得、土地・建物の賃借のうち最も有利な補助を選択可！ 情報サービス施設への通信費補助有！新規雇用者への補助有！ ※ご関心をお持ちの方は、「薩摩川内市 企業誘致」で検索、もしくは、下記までご連絡ください。
	薩摩川内市 経済シティセールス部 産業戦略課 産業グループ TEL 0996-23-5111（内線 5761） 薩摩川内市企業誘致 HP アドレス https://kigyo-satsumasendai.jp	
奄美市	●奄美市企業立地等促進条例	
	●奄美市企業立地等促進条例 新規地元雇用 8 人以上、・設備投資額 2,000 万円以上	●奄美市企業立地等促進条例 ①新規地元雇用者数×30 万円 ②オフィス賃借料×1/2 ③通信回線使用料×1/2 ④研修費 5 万円/人
	奄美市商工観光情報部商工政策課 TEL 0997-52-1111（内線：5306） https://www.city.amami.lg.jp/	

広告掲載ページ一覧（掲載順）

- ① 函館市…2 ページ ② 青森県…3 ページ ③ 新潟市…8 ページ ④ 神戸市…11 ページ ⑤ 広島市…13 ページ
⑥ 下関市…15 ページ ⑦ 久留米市…19 ページ

「地方自治体のコールセンター誘致助成制度」は専用 Web ページからもご覧になれます。

https://ccaj.or.jp/telemarketing/yuchi_josei.html

CCAJ の媒体に広告を掲載して PR をしませんか！？

CCAJ では協会報『CCAJ News』と、コンタクトセンター情報誌『CCAJ ガイドブック』の 2 種類を発行し、センターの運営・事業に携わる多くの方々にご覧になっています。それぞれ広告を募集していますので、コンタクトセンター向けのソリューションやサービスの PR にご活用ください。

CCAJ News



創刊：1997 年 4 月
発行：毎月
部数：800 部
広告：1 ページ広告
1/3 ページ広告
バックナンバーを
Web サイトに公開！

CCAJ ガイドブック



創刊：1991 年 9 月
発行：年鑑（毎年 11 月）
部数：8,000 部
広告：カラー・モノクロ
1・2 ページ広告
「コールセンター CR デモ&コンファレンス」でリリース！

広告掲載料・申込方法などの詳細は、日本コンタクトセンター協会 事務局まで（office@ccaj.or.jp）

日本コンタクトセンター協会電話相談室

03-5289-0404 受付時間 10:00～16:00
（土曜・日曜・祝日を除く）

◎本誌のバックナンバーは PDF でもご覧いただけます。

<https://ccaj.or.jp/ccajnews/>（無料）

CCAJ
News
Vol.341
342



CCAJ News

Vol.341・342（2025 年 8 月発行）

発行：一般社団法人日本コンタクトセンター協会

編集発行人：広報委員長 宮坂 南欧實

〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町 35 アキヤマビルディング 2
TEL：03-5289-8891 URL：<https://ccaj.or.jp>